

# 第 3 編 災害応急対策計画

# 第1章

# 防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

## 1 市の防災組織

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により、地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、これを廃止する。
- (2) 災害対策本部の運営方法、体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。
- (3) 災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。
- (4) 災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

## 2 災害対策本部

### 1 災害対策本部の設置

市長は、次の状況下で、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 市内に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報（洪水除く）が発表されたとき
- (2) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき
- (3) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予想されるとき
- (4) 市内に大規模な地震、火災、爆発が発生したとき
- (5) 市内に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者

の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき  
 (6) その他災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき

2 災害対策本部の設置等の公表

災害対策本部を設置又は廃止した時は、住民等に公表するとともに県本部、県地方本部及び関係機関に通報する。

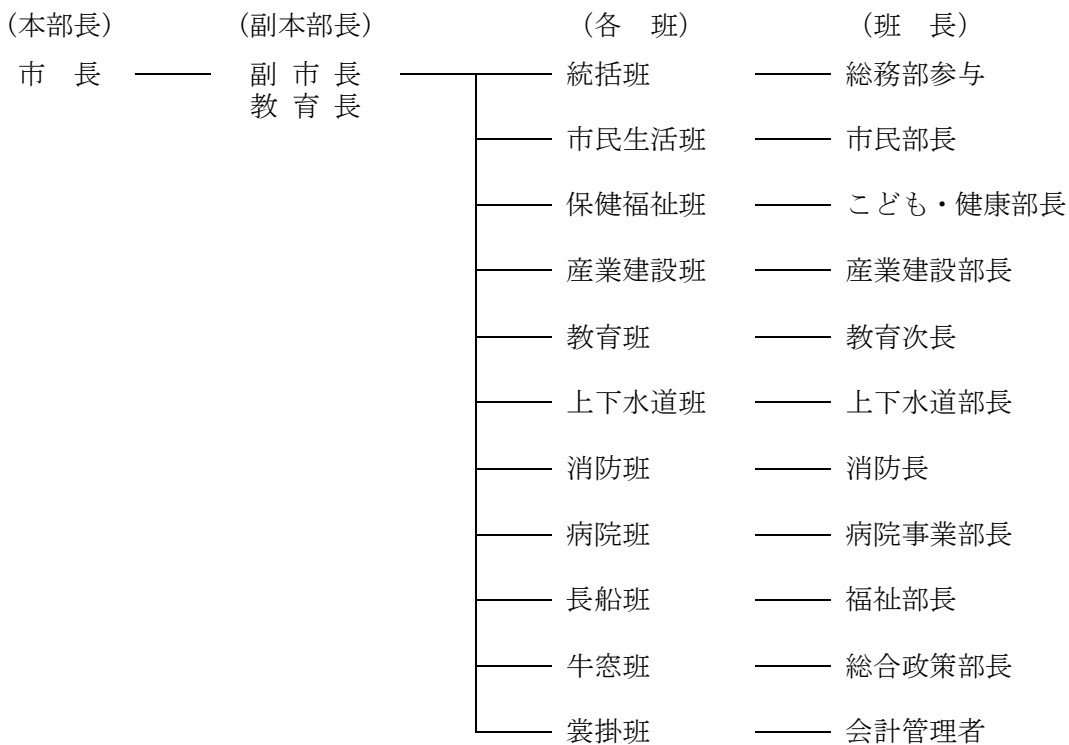
3 災害対策本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 被災農林水産業に関すること
- (7) 応急教育に関すること
- (8) その他上記以外に掲げるもののほか防災に関すること

4 災害対策本部の組織

- (1) 組織表

災害対策本部組織表



(2) 班の編成及び所掌事務

班名	構成	業務分担
統括班	副市長直轄 DX戦略室 総務部 総務課 危機管理課 総合政策部 秘書広報課 企画振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の総合調整</li> <li>2 防災情報伝達システムによる避難情報等の伝達</li> <li>3 災害情報及び被害情報の総合把握</li> <li>4 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>5 災害対策本部の庶務、経理</li> <li>6 県災害対策本部等との連絡</li> <li>7 報道機関等の取材対応</li> <li>8 気象通報の接受及び通報連絡</li> <li>9 ホームページ等による災害情報の更新</li> <li>10 管内の災害情報の収集</li> <li>11 災害写真撮影及び災害に関する広報資料の収集</li> <li>12 災害広報活動</li> <li>13 行政委員等への情報伝達</li> <li>14 関係機関との連絡調整</li> <li>15 電話交換業務</li> <li>16 非常用備蓄品の管理</li> <li>17 罹災届出書の発行</li> <li>18 災害時の車両管理</li> <li>19 各施設の状況把握</li> <li>20 受援に関する統括業務</li> </ol>
市民生活班	市民部 市民課 税務課 国保年金医療給付課 環境部 生活環境課 クリーンセンターかもめ 長船クリーンセンター 長船衛生センター 副市長直轄 ダイバーシティ推進室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の設置</li> <li>2 食料、毛布、下着類等生活必需物資の確保・提供</li> <li>3 災証明書の発行</li> <li>4 住家の被害認定調査</li> <li>5 仮設トイレ等の設置</li> <li>6 施設の被害状況の把握</li> <li>7 し尿、ごみの処理</li> <li>8 死亡獣畜の処理指導</li> <li>9 被災地用のブルーシート・ゴミ袋他の配給</li> </ol>

班名	構成	業務分担
保健福祉班	福祉部 福祉課 いきいき長寿課 トータルサポートセンター こども・健康部 こども家庭課 保育園・こども園 健康づくり推進課	1 災害時要配慮者の避難に関すること 2 保育園児などの安否確認 3 避難所の状況把握等に関すること 4 福祉避難所に関すること 5 災害ボランティアに関すること 6 救護所の設置 7 既存ボランティアへの協力照会 8 遺体安置所の確保 9 埋葬（身元不明者等） 10 罹災者の応急救助 11 健康調査並びに保健指導 12 施設の被害状況把握 13 災害弔慰金の支給 14 義援金品の募集配分 15 薬剤の調達 16 予防衛生の指導
産業建設班	産業建設部 建設課 産業振興課 建築住宅課 文化観光課 文化観光課 博物館 美術館	1 道路、河川等の被害状況の把握 2 急傾斜地等の危険箇所の調査 3 罹災家屋の障害物の除去 4 住宅の応急処理 5 被災建築物の応急危険度判定 6 応急対策及び復旧の技術指導 7 農地及び農作物の被害調査 8 農道、用排水路、ため池等の被害調査 9 漁船、漁具の被害調査 10 治山の応急対策 11 家畜の予防衛生の指導及び防疫 12 観光施設等の被害調査 13 資材等の調達 14 排水ポンプの操作 15 水門、樋門等の操作員への連絡 16 被害状況の収集記録及び整理報告 17 錦海排水ポンプの管理 18 応急仮設住宅の設置
教育班	教育委員会 総務学務課 給食調理場 幼稚園 社会教育課 公民館 図書館	1 学校及び社会教育施設の被害調査及び応急対策 2 園児、児童、生徒の避難対策、学用品の支給 3 園児、児童、生徒の家族との連絡調整 4 給食施設での炊き出し対応 5 園児、児童、生徒などの安否確認 6 被害状況の収集記録及び整理報告 7 避難所の設置及び罹災者の応急救助

班 名	構 成	業 務 分 担
上下水道班	上下水道部 上水道業務課 上水道施設課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道の被害状況の把握</li> <li>2 断水に備え給水車の配備</li> <li>3 断水の広報活動</li> <li>4 漏水等の応急復旧</li> <li>5 水質の保全</li> <li>6 罹災者に対する飲料水の供給 その他応急給水</li> <li>7 水道工事業者等への協力要請</li> <li>8 下水道施設応急復旧</li> <li>9 被害状況の収集記録及び整理報告</li> </ol>
消 防 班	消防本部 総務課 警防課 予防課 通信指令室 消防署 (牛窓分駐所 長 船分駐所 含 む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防、その他災害の警戒、防御及び 応急対策</li> <li>2 避難者の誘導</li> <li>3 被害者の救出及び搬送</li> <li>4 火災時の消火活動</li> <li>5 消防団による各支所への応援</li> <li>6 消防団との連絡調整</li> <li>7 消防、水防資材等の輸送</li> <li>8 消防防災ヘリコプター及び援助隊等への 派遣要請</li> <li>9 その他消防業務全般</li> </ol>
病 院 班	病院事業部 市民病院 裳掛診療所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院施設の被害調査</li> <li>2 入院患者の避難誘導</li> <li>3 罹災地区への救護医務班の派遣</li> <li>4 被害状況及び入院患者の状況の整理報告</li> <li>5 その他病院業務全般</li> </ol>
牛 窓 班 長 船 班 裳 掛 班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の状況把握・情報提供</li> <li>2 関係部署との連絡調整</li> <li>3 応急対応業務</li> <li>4 管内の排水ポンプの応援</li> </ol>

## 5 本部会議

本部長は、災害対策本部の運営並びに災害対策の調整及び推進について協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

- (1) 本部会議は、本部長、副本部長及び各班長をもって構成する。
- (2) 本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。
  - ア 災害対策本部体制の配備及び廃止に関すること
  - イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること
  - ウ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
  - エ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること

## 6 本部室の設置と運営

### (1) 本部室の設置

災害対策本部が設置されたときは、本部会議の庶務、災害対策本部の総括的業務を処理するために本部室を置く。

本部室は本部長が設け、その運営管理は統括班が担当する。

### (2) 幹部の常駐

本部長は、必要と認めるときは、副本部長又は班長の中から指名して、本部室に常駐させる。

### (3) 本部連絡員の配備

各班長は、災害の種類に応じて本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握整理、各班に対する連絡、通報、外部防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

### (4) 防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

(資料 29-3 瀬戸内市災害対策本部条例)

### 3 防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき体制は、注意体制、第一次警戒体制、第二次警戒体制及び非常体制とし、次の基準とする。

#### 1 配備の種類

種別	時期	内容
準備体制	(1) 台風の接近が予想される時 (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表されたとき (3) 総務部参与(統括班長)の指示があったとき (4) 岡山県内の市町村が被災時に、総務部参与(統括班長)の指示があったとき	(1) 危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に高度の配置に迅速に移行しうる体制とする。 (2) 岡山県内の市町村が被災したとき、危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、岡山県災害時相互応援協定に基づき、被災市町村への応援体制を整える。
注意体制	(1) 台風の接近が予想される時 (2) 市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風警報のいずれかが発表され、災害の発生が予想される時 (3) 総務部参与(統括班長)の指示があったとき	災害対策本部本部長、副本部長、各班長、統括班を招集し、班長会議を開催し事態の推移に伴い直ちに警戒本部設置に切り替えられる体制とする。
第一次警戒体制	(1) 台風の接近が予想され、市内に影響を与えることが予想される時 (2) 夜間に台風の接近が予想される時 (3) 市長(本部長)の指示があったとき	警戒本部を設置する。災害応急対策に関係のある部署、避難所開設に関係のある部署の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第二次警戒体制に切り替えられる体制とする。 (高齢者等避難発令相当な状況)
第二次警戒体制	(1) 市域に土砂災害警戒情報、高潮警報が発表されたとき (2) 局地的な豪雨が予想される時または発生したとき (3) 大規模な火事、爆発その他重大な事故が発生したとき (4) その他の災害が発生又は切迫し、	災害対策本部を設置する。 (避難指示発令相当な状況)



	市長の指示があったとき	
非常体制	(1)大規模な災害が発生し、人的被害が発生したとき (2)広範囲にわたり被害が発生したとき (3)特別警報が発令されたとき	組織の全力を挙げて、応急対策を実施する。

復旧時の体制

種別	時期	内容
復旧体制	災害対策本部解散後の市内の被害状況により、総務部参与(統括班長)の指示があったとき	災害対策本部解散後の被害状況に応じて、応急対応後の業務に必要な所要人員を配備し災害後の業務を行う。

## 2 配備の基準

資料2「防災体制の配備の基準」を参照。

## 3 配備の連絡

### (1) 勤務時間中における配備の連絡

- ア 総務部参与は注意体制をとったときは、関係部長に対して配備決定の指示を行う。
- イ 関係部長は、それぞれの所管・所掌する関係各課及び支所・出先機関の配備職員等へその旨を連絡する。

### (2) 勤務時間外及び休日における配備の連絡

#### ア 配備前における連絡

- (ア) 宿・日直員は、県（備前県民局）、若しくは岡山地方気象台から警報等の通報を受けて、本計画に定める配備態勢に該当する場合には、危機管理課長及び危機管理課職員に連絡する。
- (イ) 危機管理課職員は、別に定める配備基準に基づき、各部長に緊急連絡をする。各部長は、部内課長に連絡し、課長は配備職員に連絡する。
- (ウ) 配備職員は招集通知を受けたときは、直ちに登庁し、所定の業務に着手するとともに、その旨を所属課長等に連絡する。
- (エ) 配備職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等の情報に留意するとともに、進んで関係方面に連絡を取り、所定の配備につくよう努めなければならない。

#### イ 配備中における連絡

##### (ア) 警戒体制への移行

総務部参与から、警戒体制への移行の連絡があったときは、各部長は部内課長を通して配備職員に連絡する。

##### (イ) 非常体制への移行

総務部参与は、各部長に非常態勢をとる旨の連絡をする。

各部長は、部内課長を通じ、全職員に連絡を取り、参集を指示する。

### (3) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、出張所等へ仮配備し、危機管理課（災害対策本部）に報告し、その指示を受ける。

#### (4) 体制の解除

注意体制又は警戒体制の原因となった気象予報及び警報が解除されるなど、災害発生のおそれなくなったときは、総務部参与は、災害対策会議において各部長と協議のうえ、注意体制及び警戒態勢を解除するとともに、部内各課長を通じ全職員へこの旨を連絡する。

#### 4 活動の基準

注意体制、第一次警戒態勢、第二次警戒体制の所掌事務は、災害対策本部の所掌事務に準ずる。

### 4 指定地方行政機関の防災組織

- (1) 関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。
- (2) 防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

第3編第1章4「指定地方行政機関の防災組織」に準ずる。

### 6 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

災害対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

### 7 その他の機関

- (1) 防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
- (2) その他、第3編第1章4「指定地方行政機関の防災組織」に準ずる。

第1 予報及び警報等

1 方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

市長  
知事（土木部、危機管理課）  
大阪管区気象台長  
岡山地方気象台長  
岡山河川事務所長

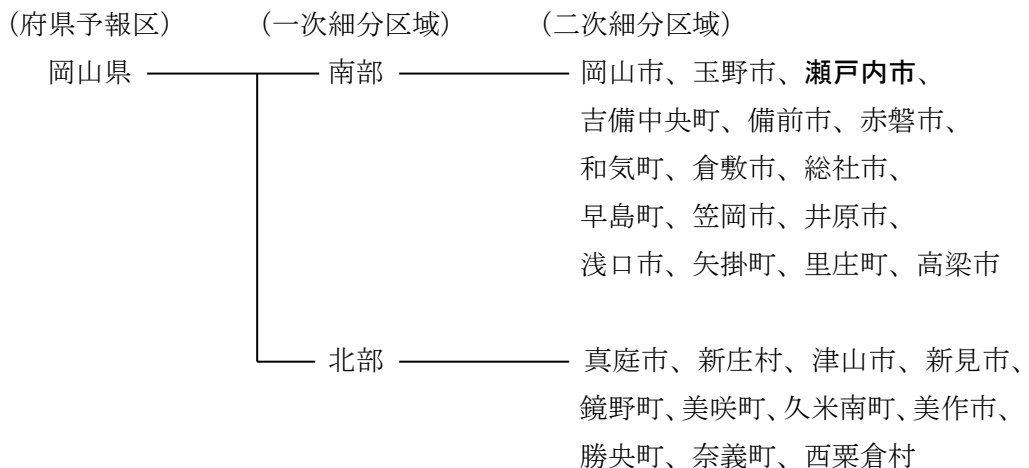
3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

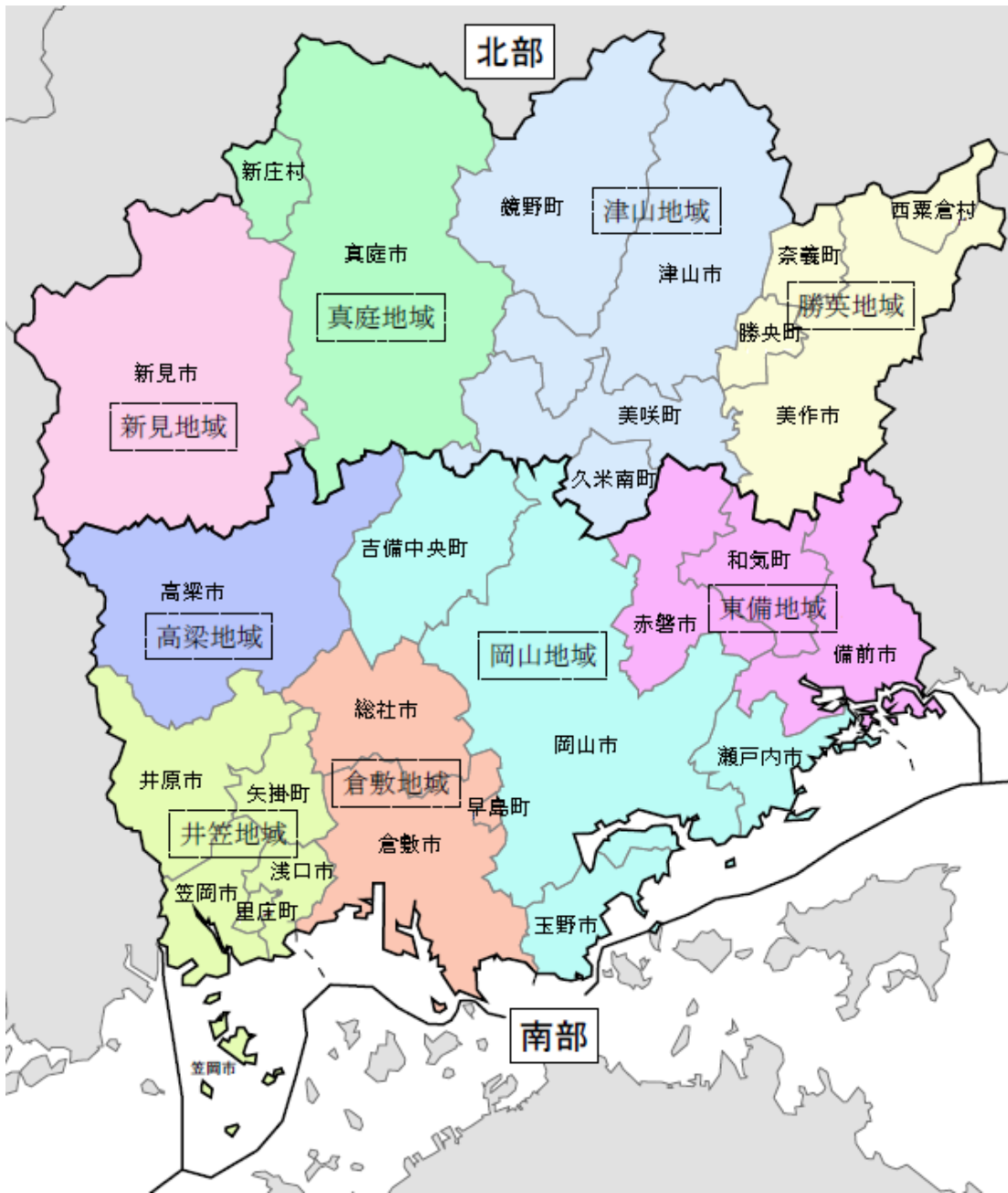
(イ) 細分区域



(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称				
岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町	
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町	
		高梁地域	高梁市	
	北部		津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
			真庭地域	真庭市、新庄村
			新見地域	新見市
			勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ 気象に関する予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する注意報の種類  
(瀬戸内市の発表基準は別表1のとおり)

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(イ) 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

高潮警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する警報の種類

(瀬戸内市の発表基準は別表1のとおり)

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(注) 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。



(別表1)

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 岡山地方気象台

瀬戸内市	府県予報区	岡山県			
	一次細分区域	南部			
	市町村等をまとめた地域	岡山地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125	
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域=7.8	
			複合基準*1	千田川流域=(7,7)	
			指定河川洪水予報による基準	吉井川[御休]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	1.8m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	101		
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域=6.2	
			複合基準*1	千田川流域=(7,5)	
			指定河川洪水予報による基準	吉井川[御休]	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	1.4m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%				
なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨*1				
低温	最低気温-3℃以下*2				
霧	4月以降の晩霜 最低気温2℃以下				
着氷					
着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上、山地30cm以上 気温：-1℃～3℃				
記録的短時間大雨警報		1時間雨量	90mm		

\*1：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2：気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

\*3：気温は岡山地方気象台の値。

## 【解説】

1. 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
3. 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
4. 大雪警報、注意報の基準については「平地、山地」の地域名で基準値を記述している（「平地、山地」の両方がある市町村のみ）。平地とは標高が概ね 600 メートル以下の地域、山地とは標高が概ね 600 メートル以上の地域。
5. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
6. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
7. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
8. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
9. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
10. 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
11. 洪水の欄中、「○○川流域＝10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
12. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
13. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
14. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水予報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
15. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

（注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ウ) 気象等に関する特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(エ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

(オ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(カ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、

目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(※) キキクル（大雨洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされ</li> </ul>

	<p>る警戒レベル4に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(ク) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表されるものである。洪水のおそれがあると認められるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発

表するものである。

(5) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は備前県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表する。

(6) 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、知事又は市町村長が定めた「水位周知河川」、「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）、備前県民局又は市町村が関係機関等にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて市や消防本部に伝達される。

(8) 火災警報

消防法に基づき、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

## 第2 通信連絡

### 1 方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

### 2 実施責任者等

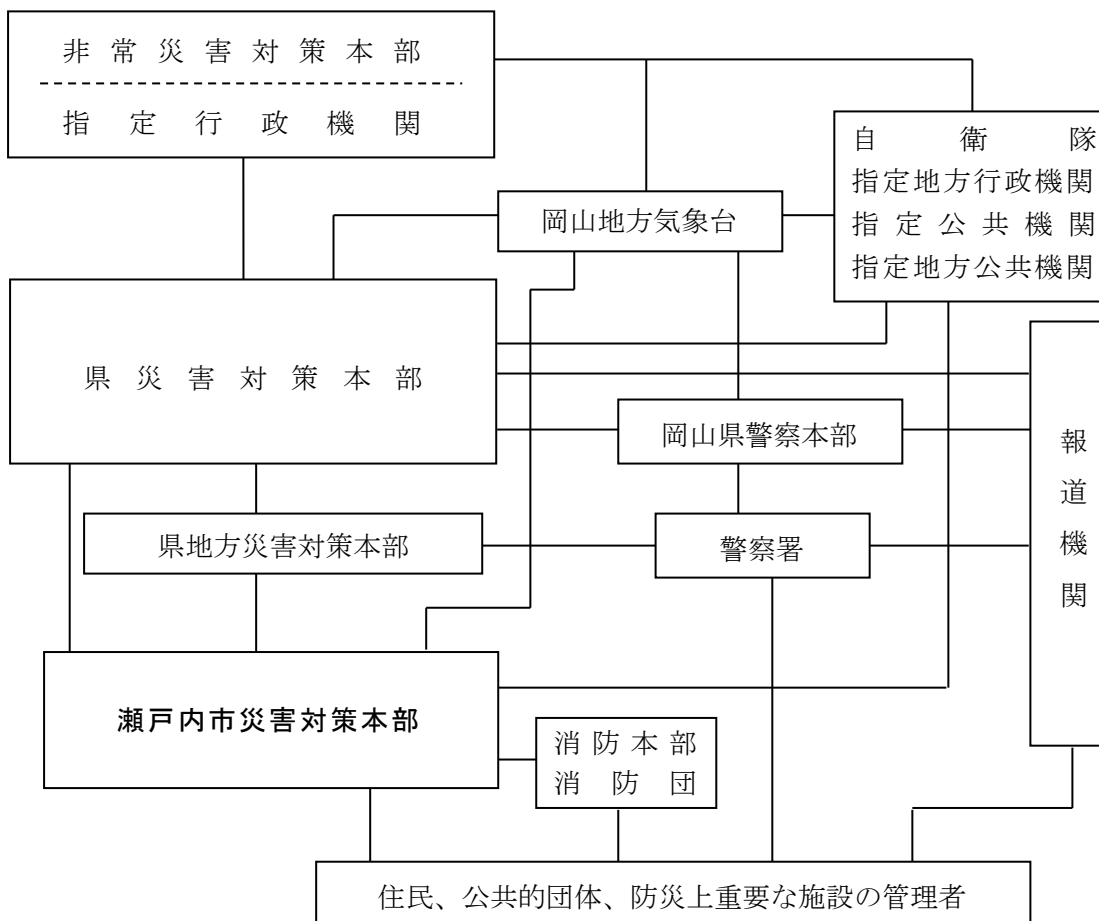
各機関

### 3 実施内容

#### (1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

【災害情報相互連絡関連図】



## (2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

## ア 一般電話及び携帯電話

## (ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所又はN T Tドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

## イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより、次の電報を優先利用することができる。

## (イ) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

## (イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

## ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。



## (3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

## ア 非常通信

## (ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの
- b 災害予報及び警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む）及び災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令に関するもの
- e 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- l 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

## (イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

## (ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないきを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

## (エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

## (オ) 移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

## 総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 （簡易無線局等）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】 移動無線機：総務省中国総合通信局防災対策推進室  
082-222-9711（災害専用電話）

## 携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による。 （基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。）
MCA	同上

## イ 放送の依頼

市長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予報及び警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼する。

## (4) 通信施設の応急措置

## ア 公衆通信施設

NTT西日本及びNTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

#### イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

#### ウ 放送施設

(ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

(イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

## 第3 情報の収集・伝達

### 1 方針

気象予報及び警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

### 2 実施責任者等

各機関  
施設の管理者

### 3 実施内容

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

#### (1) 情報収集

- ア 市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関への共有を図る。

#### (2) 関係機関への連絡

- ア 発災直後において、市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

また、県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

イ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告することとなっているが、市が被害状況を県に報告できないときに、内閣総理大臣に報告すべき災害は次のとおりである。

- (ア) 市及び県において災害対策本部を設置した災害
- (イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- (ウ) (ア)又は(イ)になるおそれのある災害

ウ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

エ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

- a 一般基準
  - (a) 災害救助法の適用基準に関するもの
  - (b) 市又は県が災害対策本部を設置したもの
  - (c) 災害が2県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
  - (d) 気象業務法第13条の2に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの
  - (e) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

次の災害についてはaの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (a) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (b) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(c) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c 社会的影響基準

a 一般基準、b 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

オ 消防本部においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

カ 応急対策活動状況について市は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市へ連絡する。

また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。

(3) 災害情報の取りまとめ

ア 各班（各部署）はそれぞれの所管事項に係る被害状況を収集するとともに、随時統括班（危機管理課）に連絡する。

イ 統括班（危機管理課）は、各班（各部署）及び情報通報者等から災害情報の連絡を確実に受領整理し、統括班長（総務部参与）に報告をするとともに、関係班（部署）に連絡する。

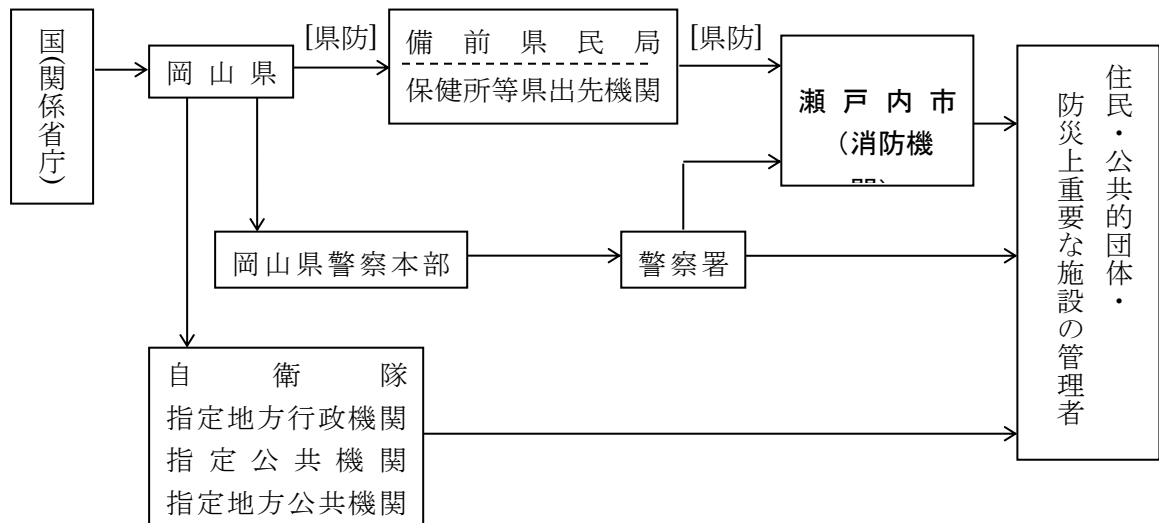
ウ 統括班（危機管理課）は備前県民局及び瀬戸内警察署等の関係機関との連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。



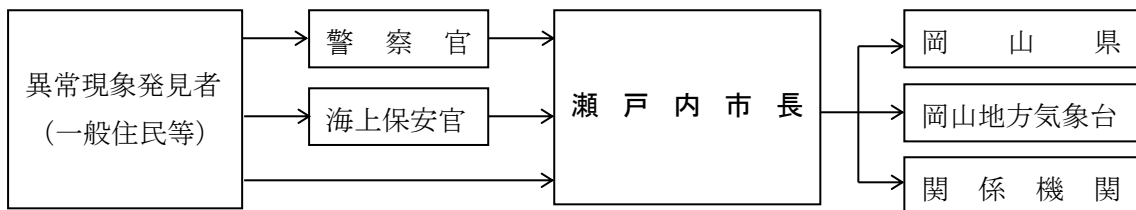
(注) [県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。



(3) 気象注意報・警報等の伝達

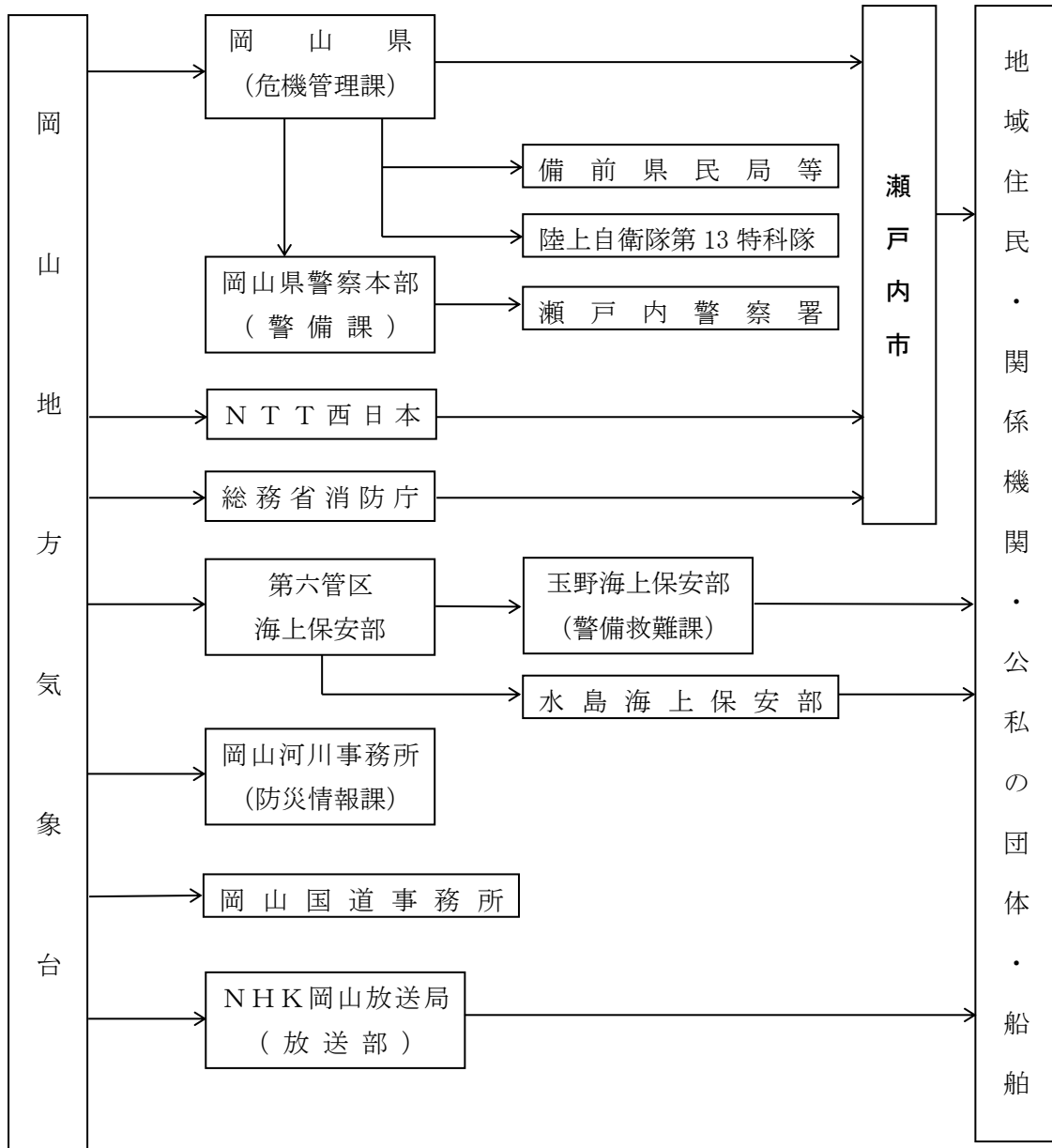
ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

ウ 気象注意報・警報等の住民への伝達は、出来るだけ多くの手段を用いて行う。

エ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

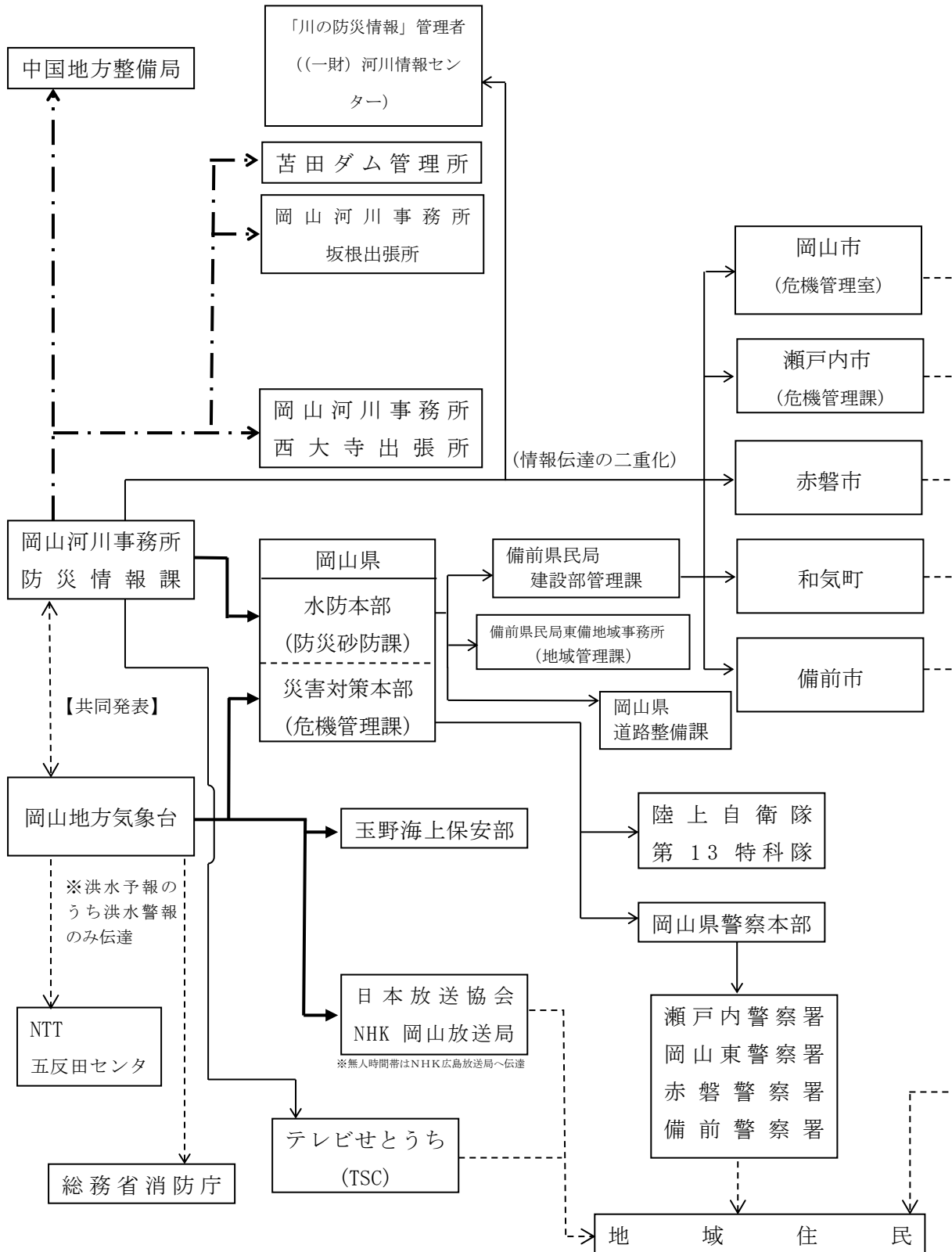
(7) 気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 県が市へ伝達する注意報及び警報の種類については、別に定める。  
 2 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。  
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。  
 4 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。  
 5 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

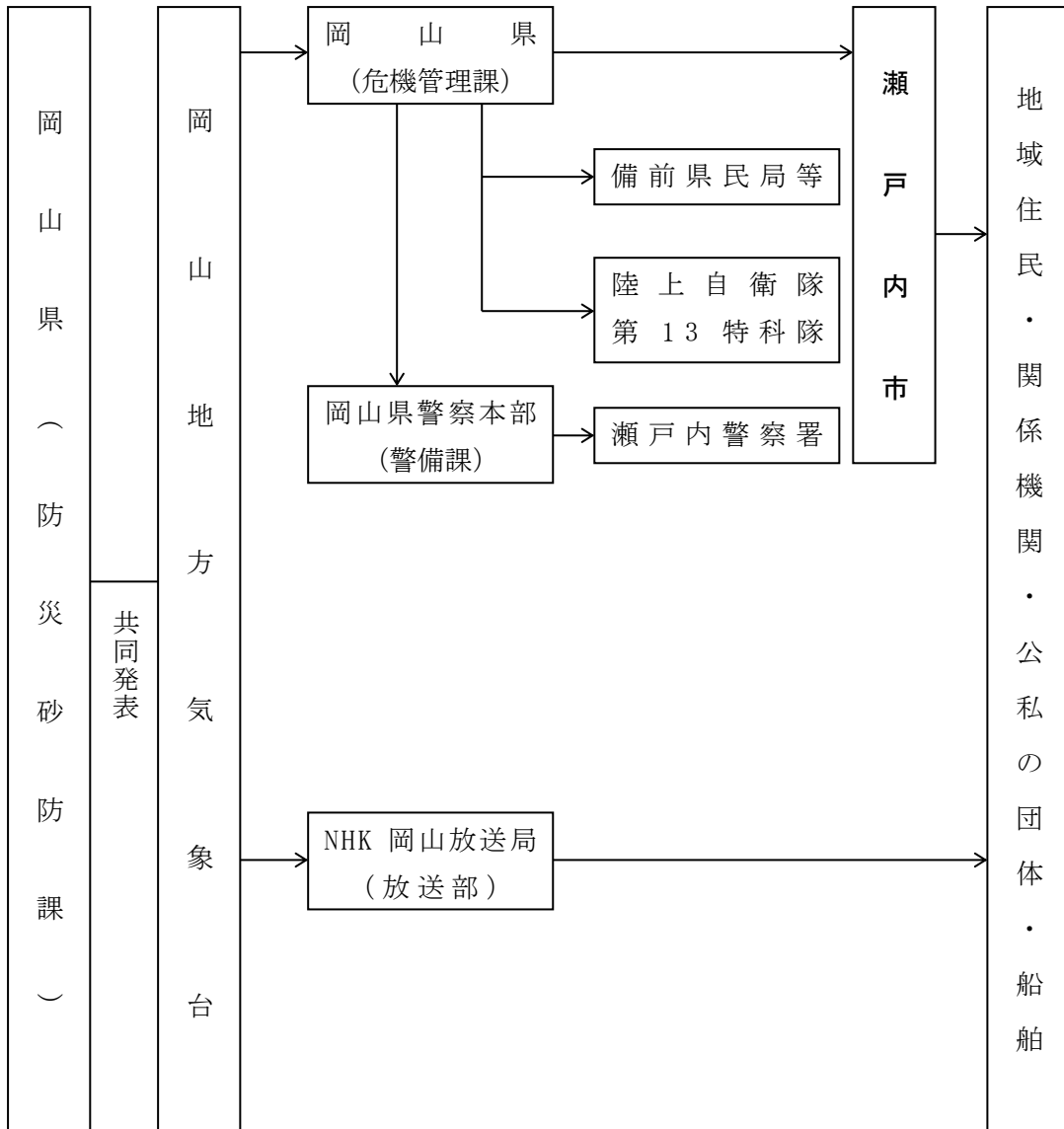


吉井川および金剛川洪水予報伝達系統



※各機関では、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話、防災無線、広報車等により地域住民に洪水予報をお知らせしている。

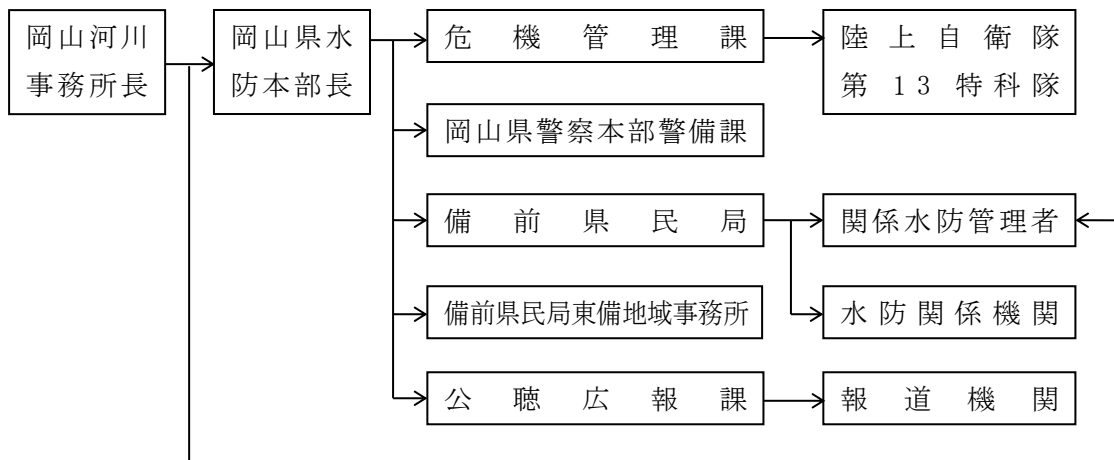
(イ) 土砂災害警戒情報の伝達系統



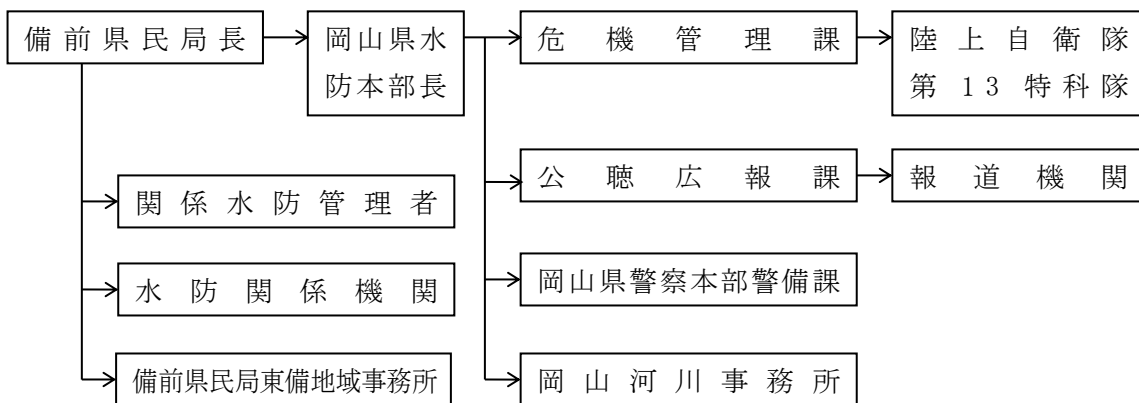
(注) NHK放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。

(ウ) 水防警報の伝達系統

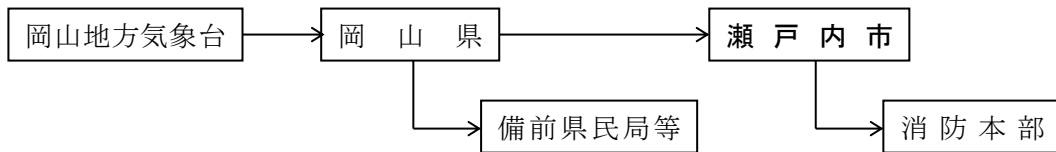
a 国土交通大臣の発する水防警報



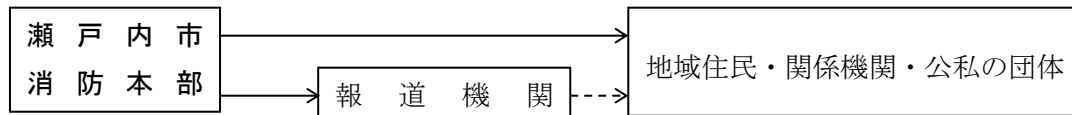
b 知事の発する水防警報



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(オ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

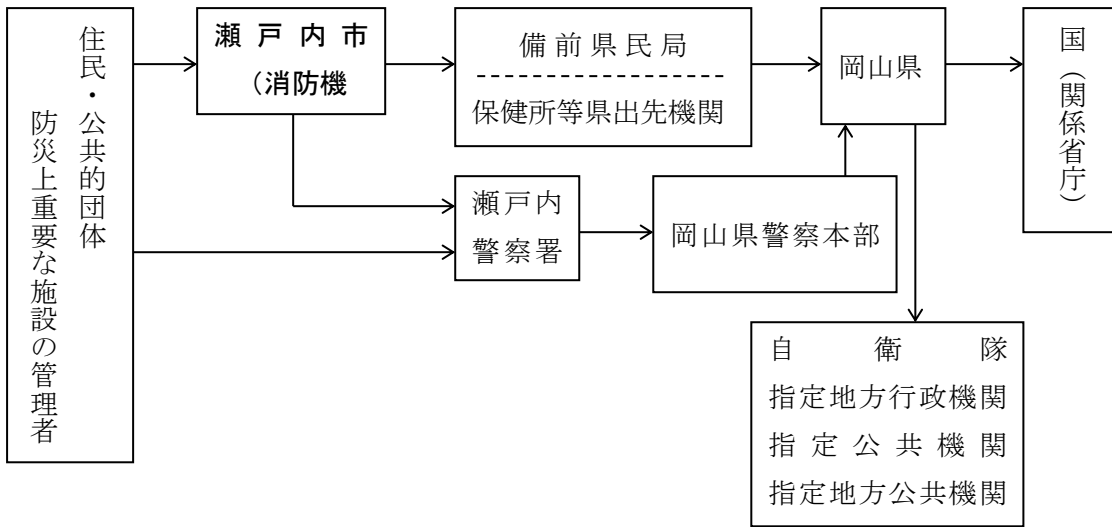
伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2によること
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること 様式3によること
公共施設被害 (ウ) 河川被害 (エ) 海岸被害 (オ) 貯水池・ため池被害 (カ) 砂防被害 (キ) 治山被害 (ク) 港湾及び漁港施設被害 (ケ) 道路施設被害 (コ) 鉄軌道施設被害 (サ) 電信電話施設被害 (シ) 電力施設被害 (ス) ガス施設被害 (セ) 水道施設被害 (ソ) 下水道施設被害 (タ) 都市公園等施設被害 (チ) 公営住宅等被害		様式4によること
その他 (ツ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害		様式5によること 様式6によること
(テ) 林野火災被害		様式7によること
(ト) 社会福祉施設被害		

(注1) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注2) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合には、次により行う。

なお、市から県に対する報告については、岡山県災害報告規則の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

(ア) 災害発生状況報告等

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき</li> <li>・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。          ※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。</p>

(イ) 人的被害、住家被害等

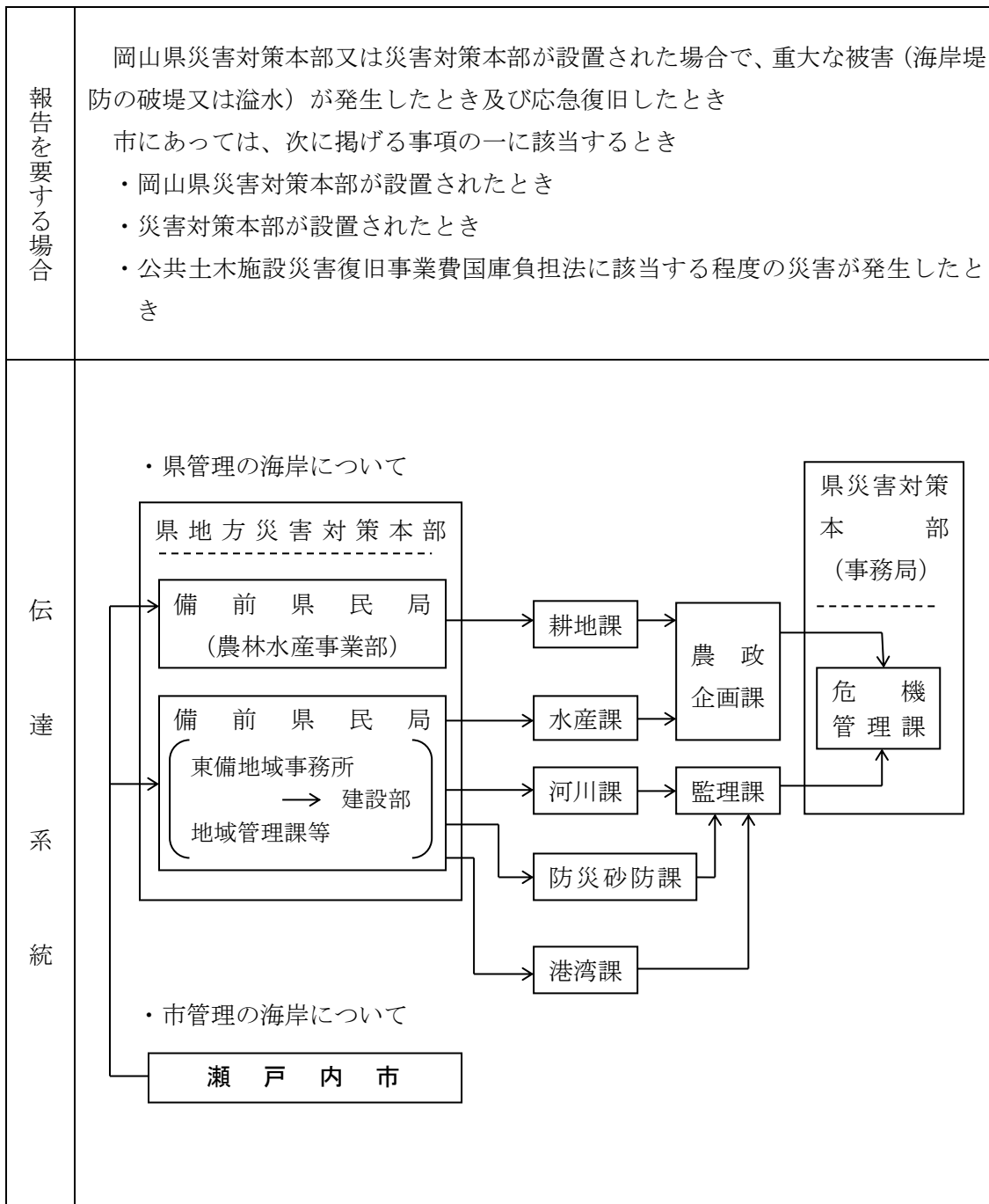
報告を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき</li> <li>・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき</li> </ul>
伝達系統	<pre> graph TD     MiyoshiCity[瀬戸内市] --&gt; PrefDisasterHQ[県地方災害対策本部]     PrefDisasterHQ --- PrefOffice[備前県民局 (健康福祉部)]     PrefDisasterHQ --&gt; HealthMed[保健医療課]     PrefOffice --- PrefDisasterHQSec[県災害対策本部 (事務局)]     PrefDisasterHQSec --- CrisisMgmt[危機管理課]     HealthMed --&gt; CrisisMgmt     MiyoshiPolice[瀬戸内警察署] --&gt; PrefPolice[岡山県警察本部]     MiyoshiCity -.-&gt; PrefDisasterHQ     MiyoshiCity -.-&gt; PrefOffice     PrefOffice -.-&gt; PrefDisasterHQSec     PrefDisasterHQSec -.-&gt; CrisisMgmt     CrisisMgmt -.-&gt; PrefPolice     MiyoshiPolice -.-&gt; PrefPolice     </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

(ウ) 河川被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき</p> <p>市にあつては、次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川（国管理）について</li> </ul> <pre> graph TD     A[国土交通省岡山河川事務所] --&gt; B[河川課]     B --&gt; C[監理課]     C --&gt; D[危機管理課]     D --&gt; E[県災害対策本部(事務局)]     E -.- F[県地方災害対策本部]     F --- G[備前県民局]     G --- H["(東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等)"]     H --&gt; B     I[瀬戸内市] --&gt; B     </pre> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川（県管理）・二級河川について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川等（市管理）について</li> </ul>



(エ) 海岸被害



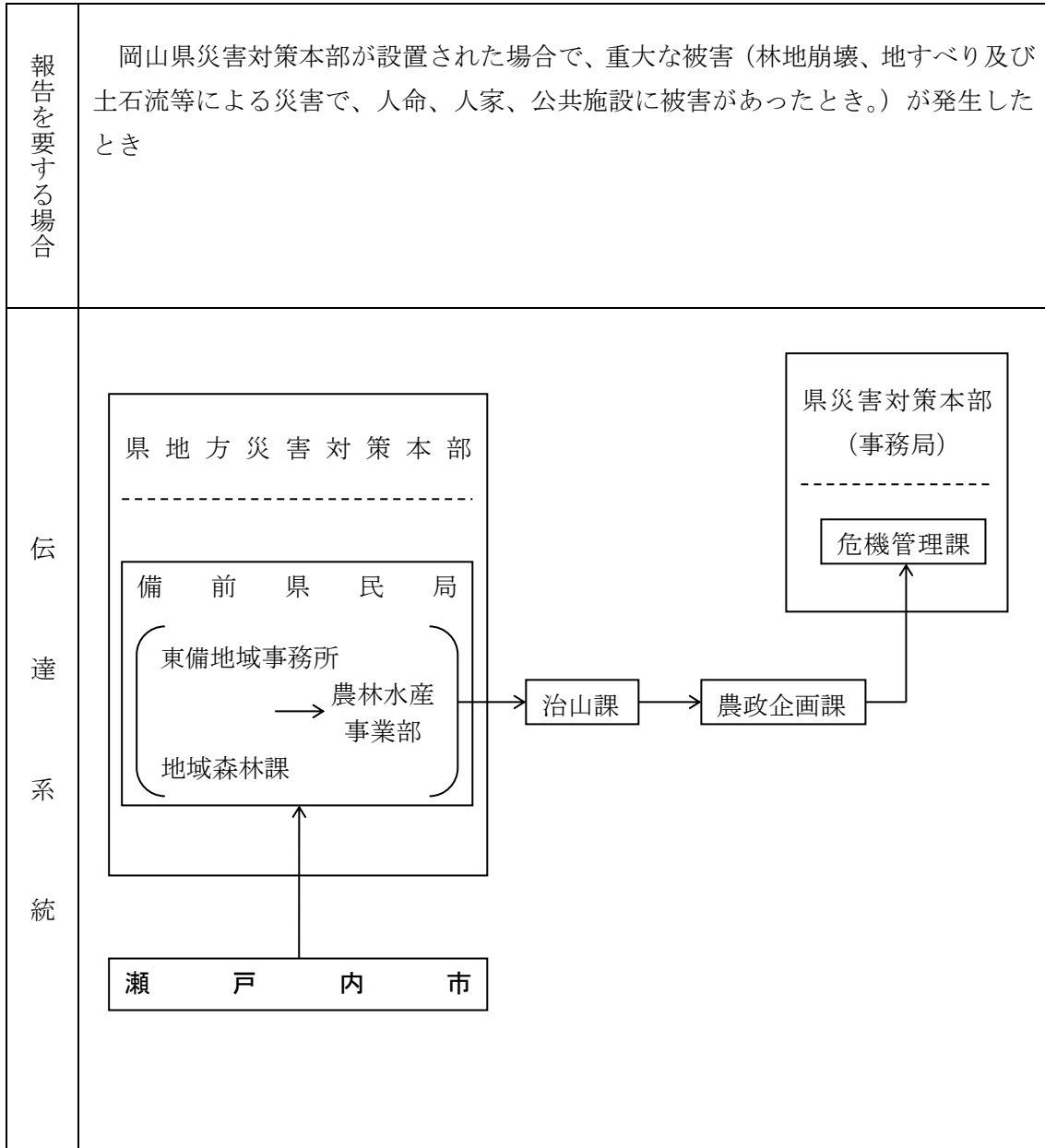
(ウ) 貯水池・ため池被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき</p> <p>市にあつては、次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<p>・県管理の貯水池について</p> <pre> graph LR     subgraph County_Management [県管理の貯水池について]         A[備前県民局 (農林水産事業)] --&gt; B[耕地課]         A --&gt; C[農政企画課]         C --&gt; D[危機管理課]     end     subgraph City_Management [市管理の貯水池・ため池について]         E[瀬戸内市] --&gt; A     end     subgraph County_Disaster_Response [県災害対策本部 (事務局)]         D     end     </pre> <p>・市管理の貯水池・ため池について</p> <p>瀬戸内市</p>

(カ) 砂防被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき</li> <li>急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD     MiyoshiCity[Miyoshi City] --&gt; MiyoshiCityOffice[Miyoshi City Office]     MiyoshiCityOffice --- MiyoshiPrefHQ[Miyoshi Prefectural Disaster Countermeasures Headquarters]     MiyoshiCityOffice --- SandDefense[Disaster Sand Defense Section]     MiyoshiCityOffice --- Inspection[Inspection Section]     MiyoshiCityOffice --- CrisisManagement[Crisis Management Section]     SandDefense --&gt; Inspection     Inspection --&gt; CrisisManagement     </pre>

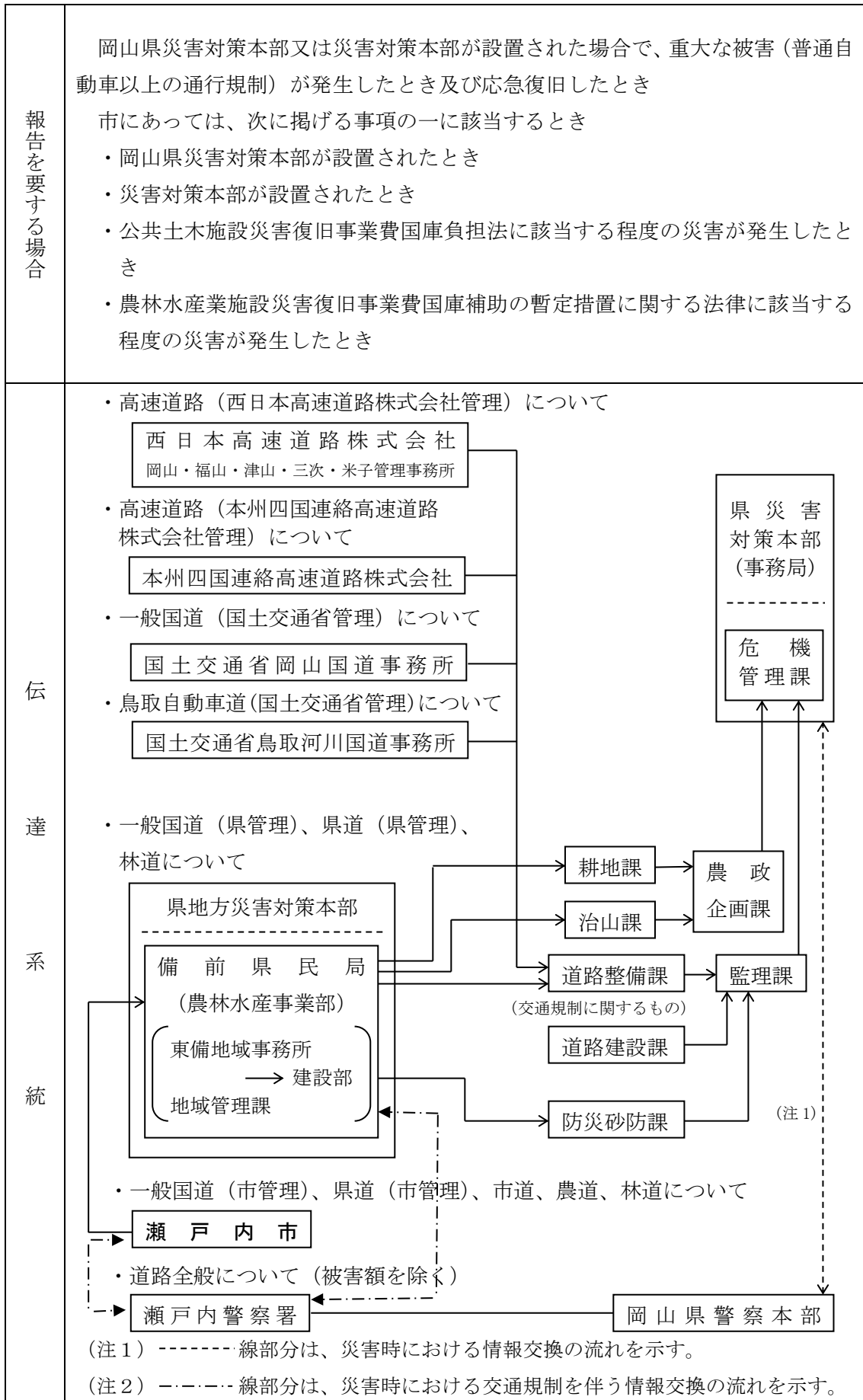
(キ) 治山被害



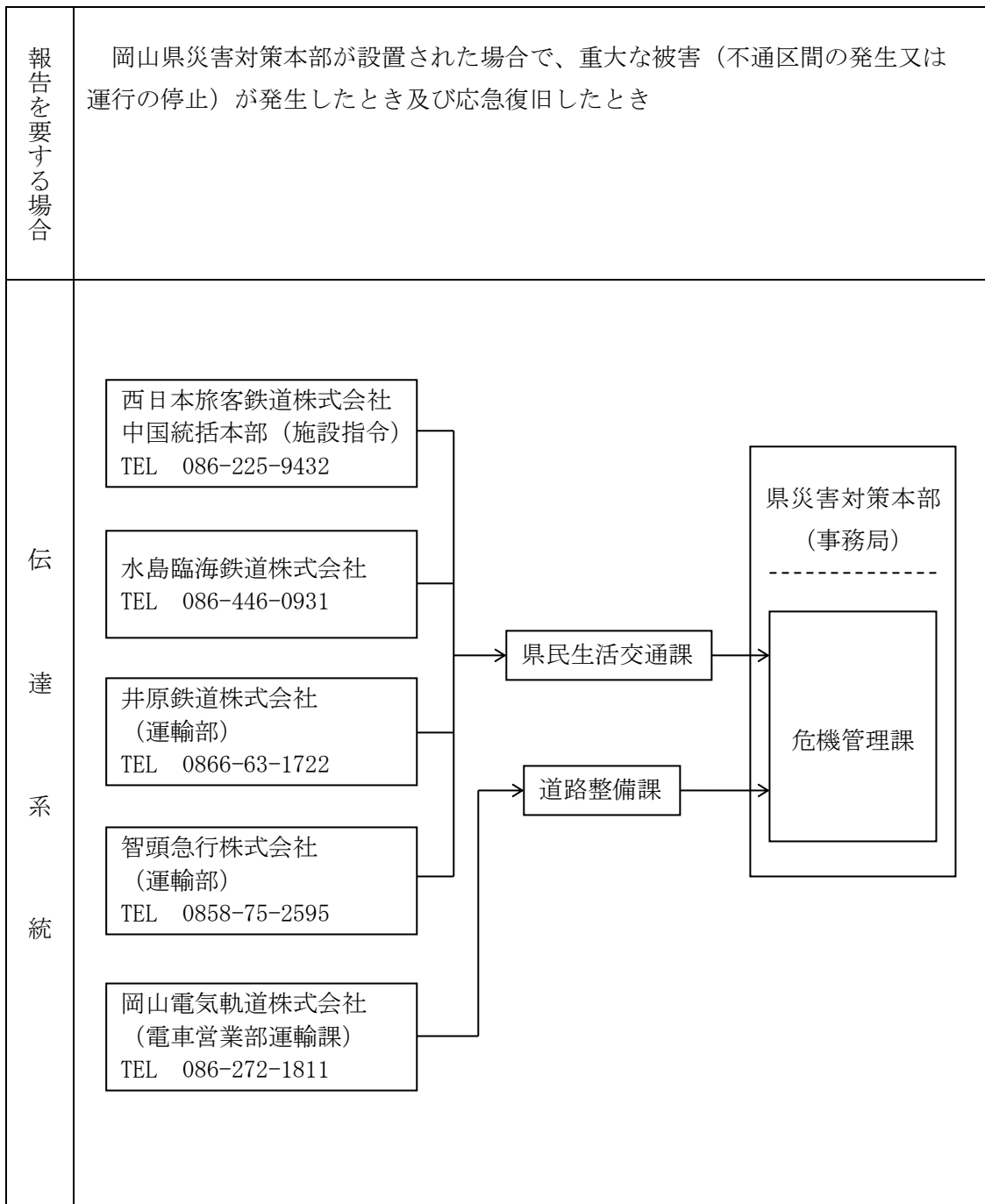
(ク) 港湾及び漁港施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき</p> <p>市にあつては、次に掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<p>・ 県管理の港湾、漁港について</p> <pre> graph LR     subgraph County_Management [県管理の港湾、漁港について]         A[岡山県地方災害対策部]         B[備前県民局]         C["東備地域事務所 → 建設部 地域管理課等"]         D[水産課]         E[農政企画課]         F[瀬戸内市]         G[港湾課]         H[監理課]         I[岡山県災害対策本部 (事務局)]         J[危機管理課]                  A --- B         B --- C         C --- D         C --- G         D --- E         G --- H         E --- I         H --- I         F --- C     end     </pre> <p>・ 市管理の港湾、漁港について</p> <p>瀬戸内市</p>

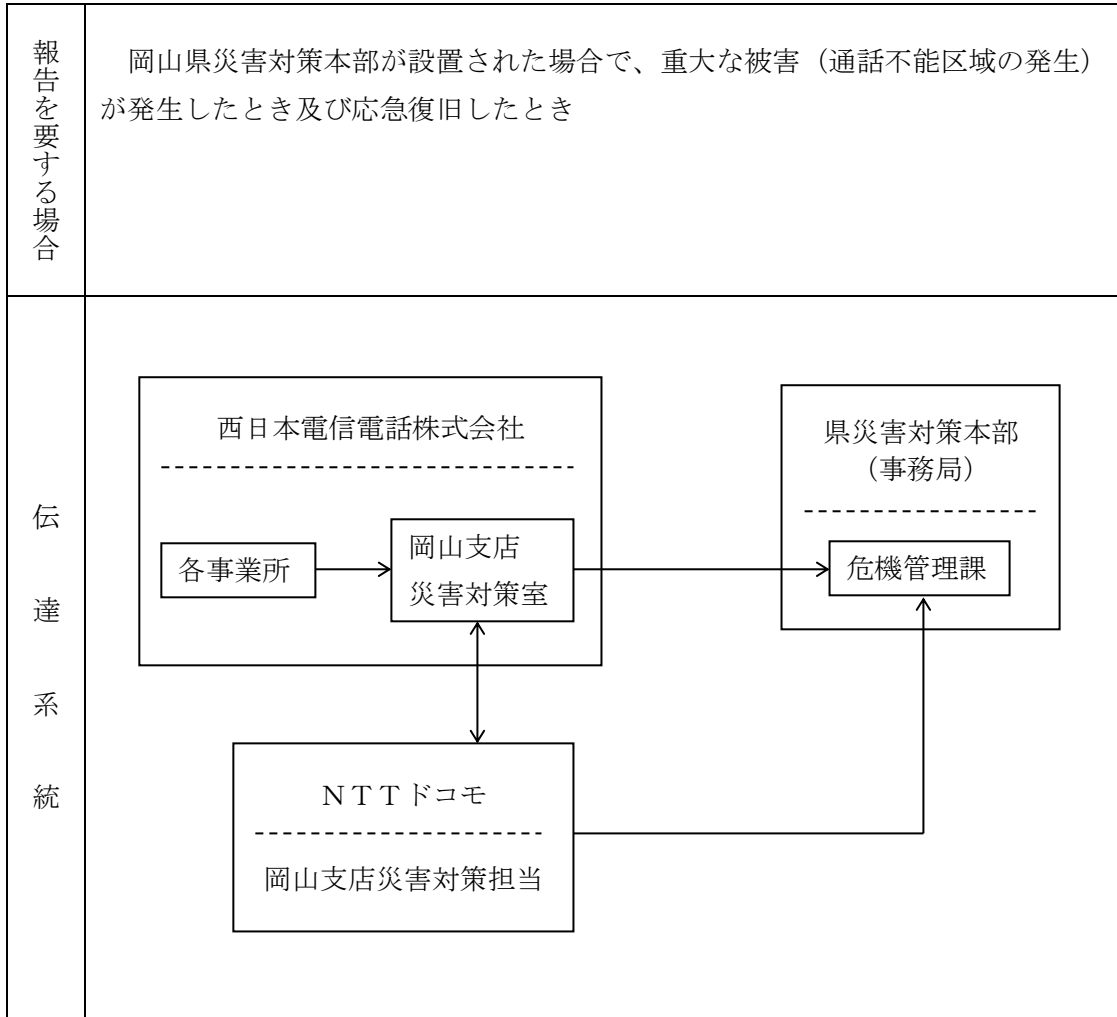
(ケ) 道路施設被害



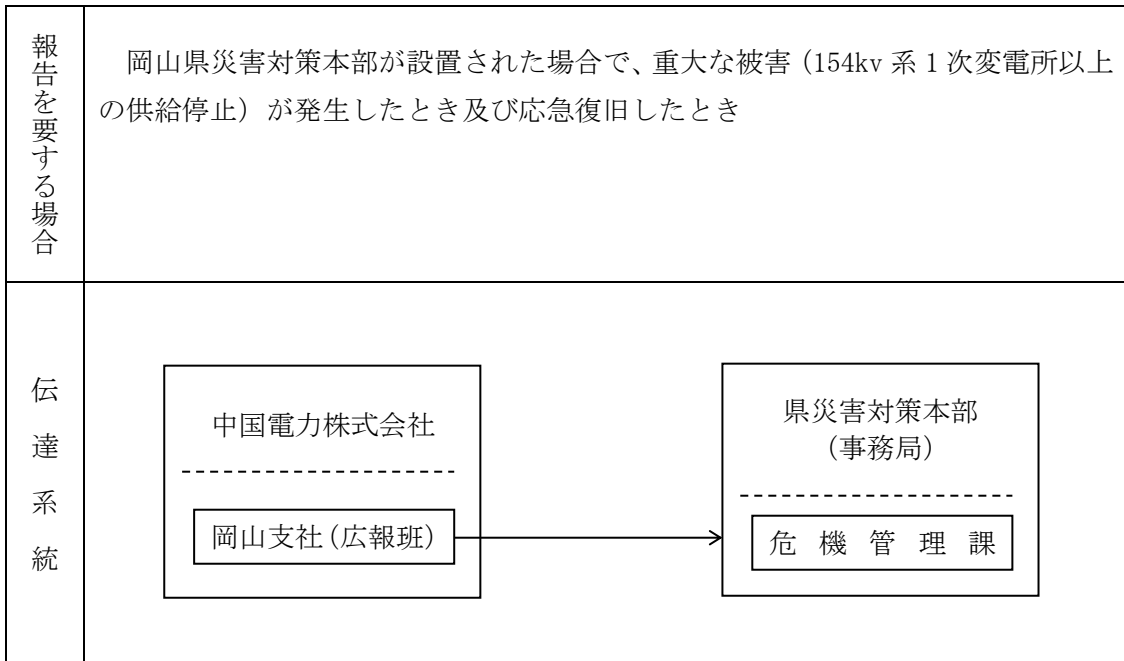
(コ) 鉄軌道施設被害



(㊦) 電信電話施設被害

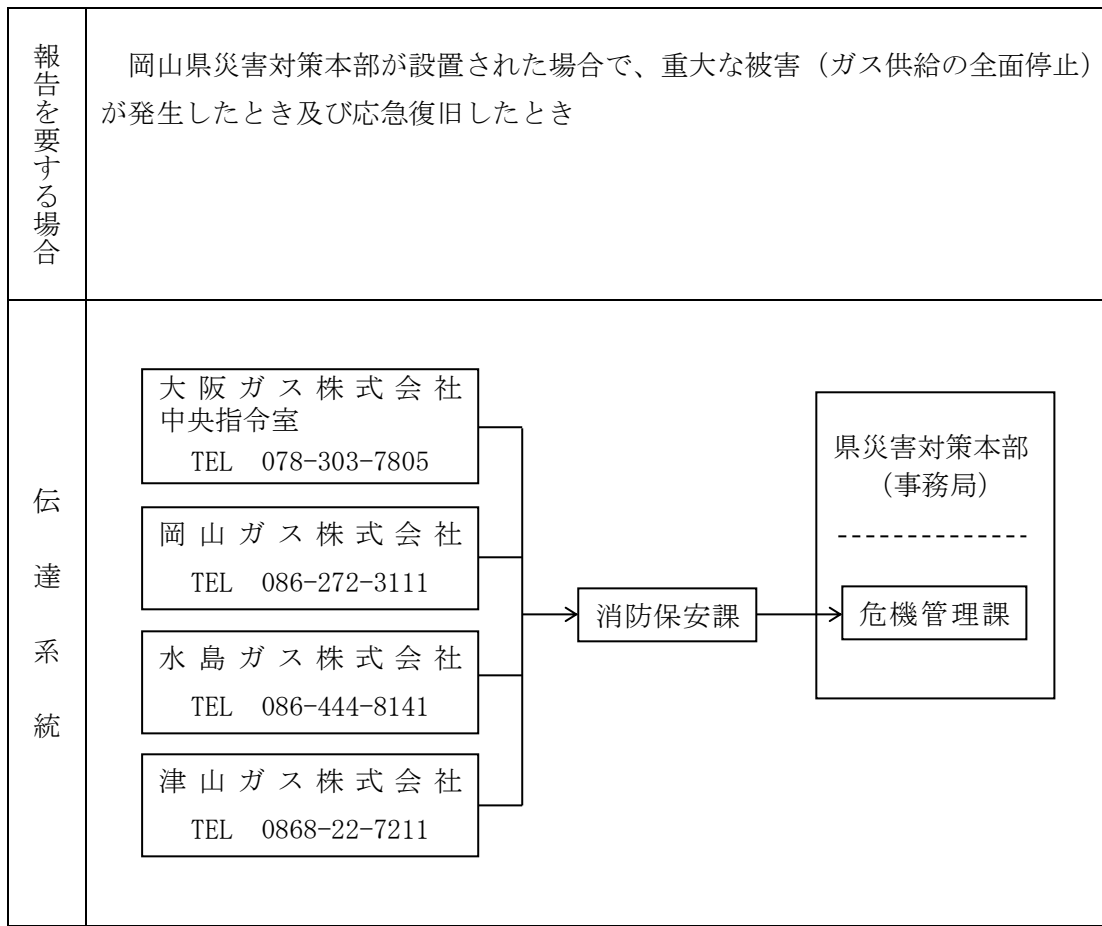


(㊧) 電力施設被害

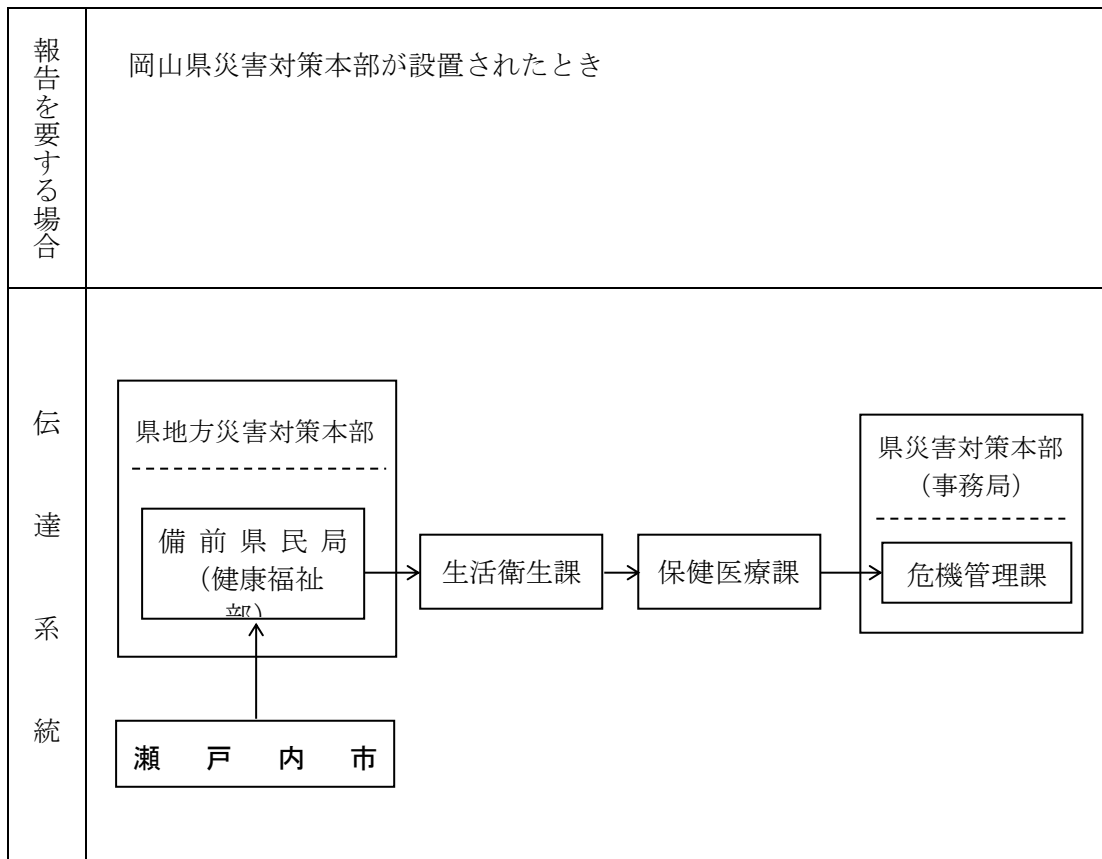




(ヌ) ガス施設被害



(セ) 水道施設被害



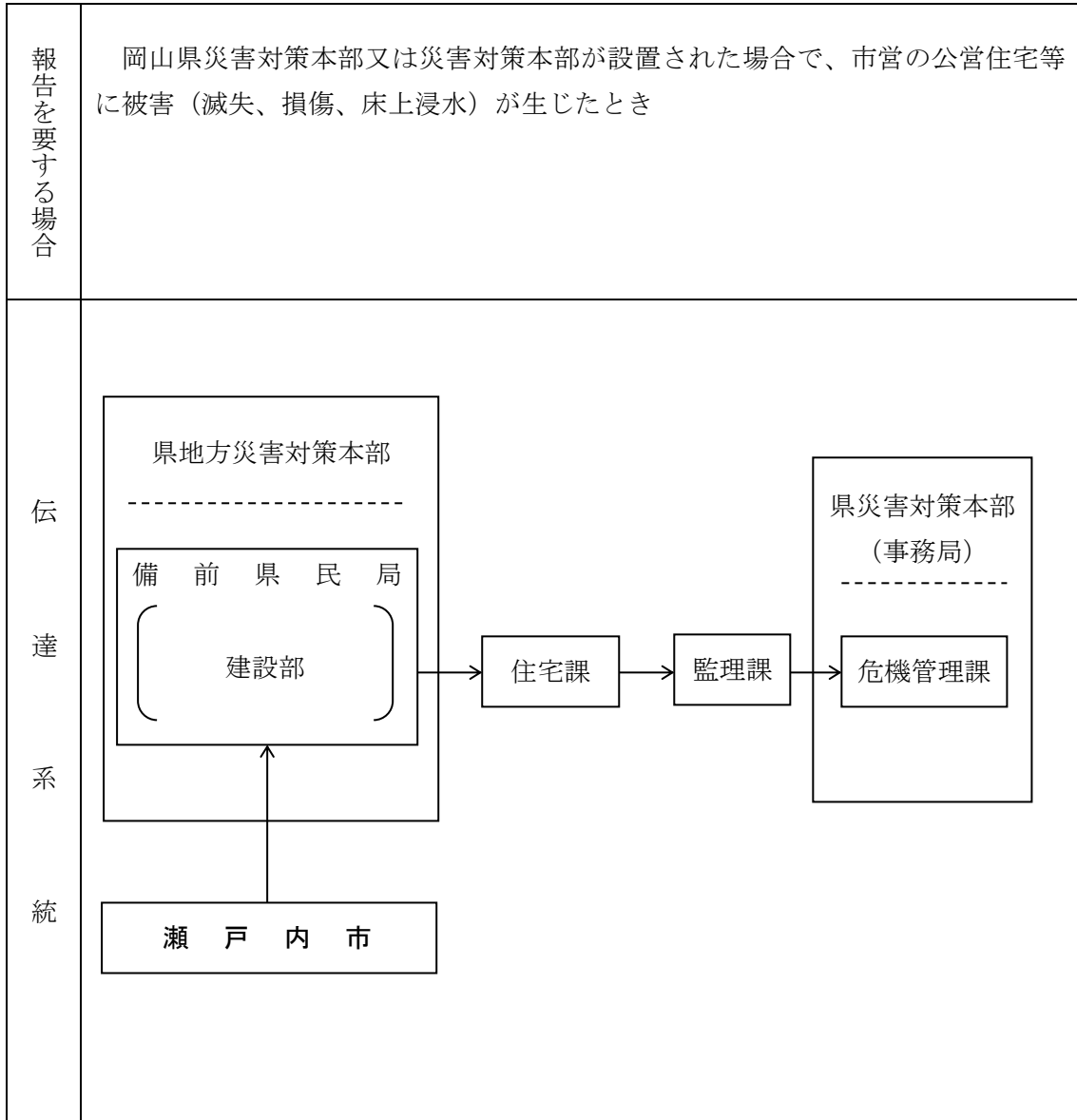
(ウ) 下水道施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき 市にあつては、次の掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD     A[瀬戸内市] --&gt; B[備前県民局]     subgraph B [備前県民局]         B1[東備地域事務所]         B2[建設部]         B3[地域管理課等]     end     B --&gt; C[県地方災害対策本部]     C --&gt; D[都市計画課]     D --&gt; E[監理課]     E --&gt; F[危機管理課]     subgraph F [県災害対策本部(事務局)]         F1[危機管理課]     end     </pre>

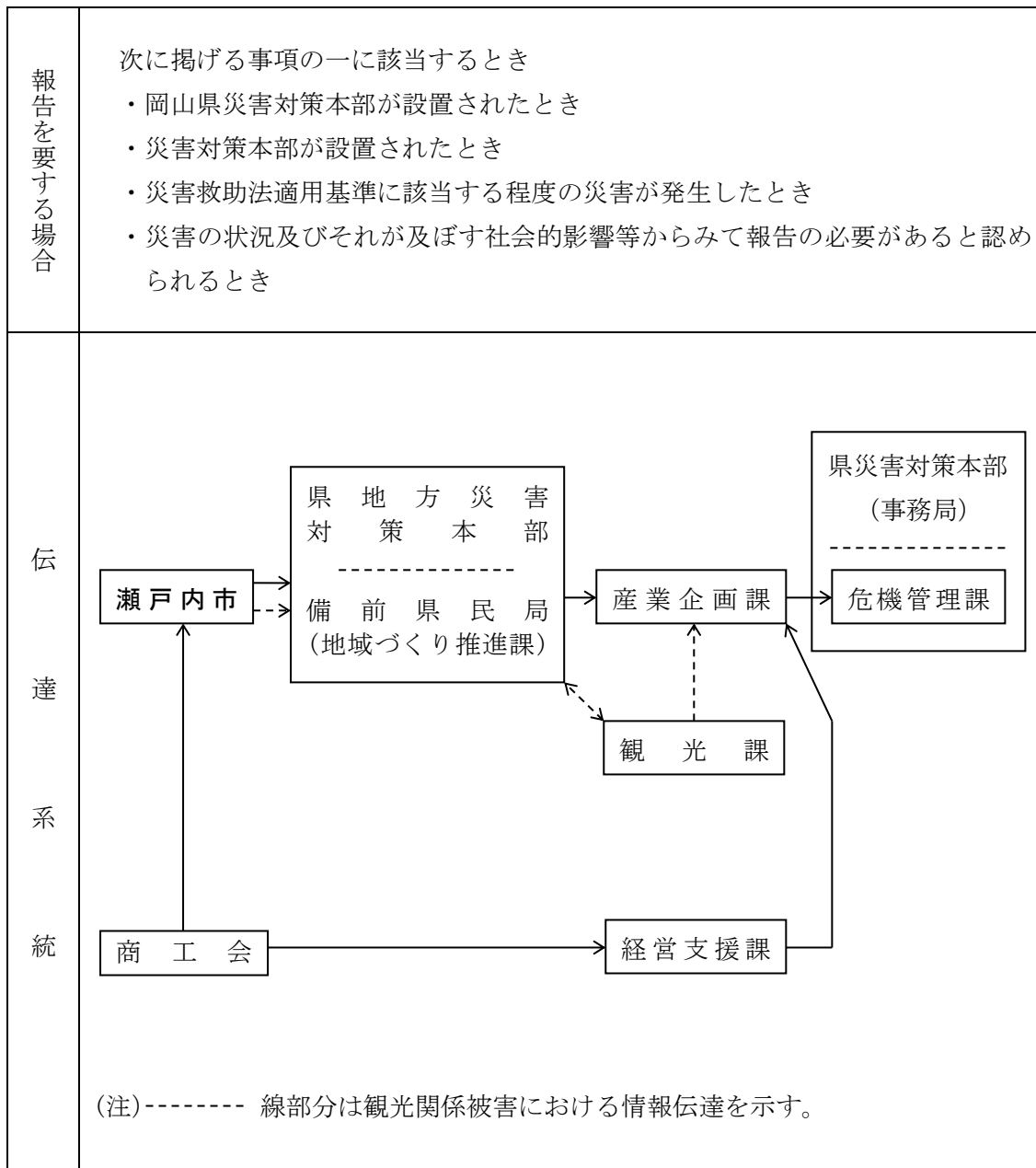
(ク) 都市公園等施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき</p> <p>市にあっては、次の掲げる事項の一に該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・災害対策本部が設置されたとき</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき</li> </ul>
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD     A[瀬戸内市] --&gt; B[備前県民局]     subgraph Bizen_Pref [備前県民局]         C[東備地域事務所] --&gt; D[建設部]         D --- E[地域管理課等]     end     D --&gt; F[都市計画課]     F --&gt; G[監理課]     G --&gt; H[危機管理課]     subgraph Pref_Headquarters [県災害対策本部(事務局)]         H     end     I[県地方災害対策本部]     </pre>

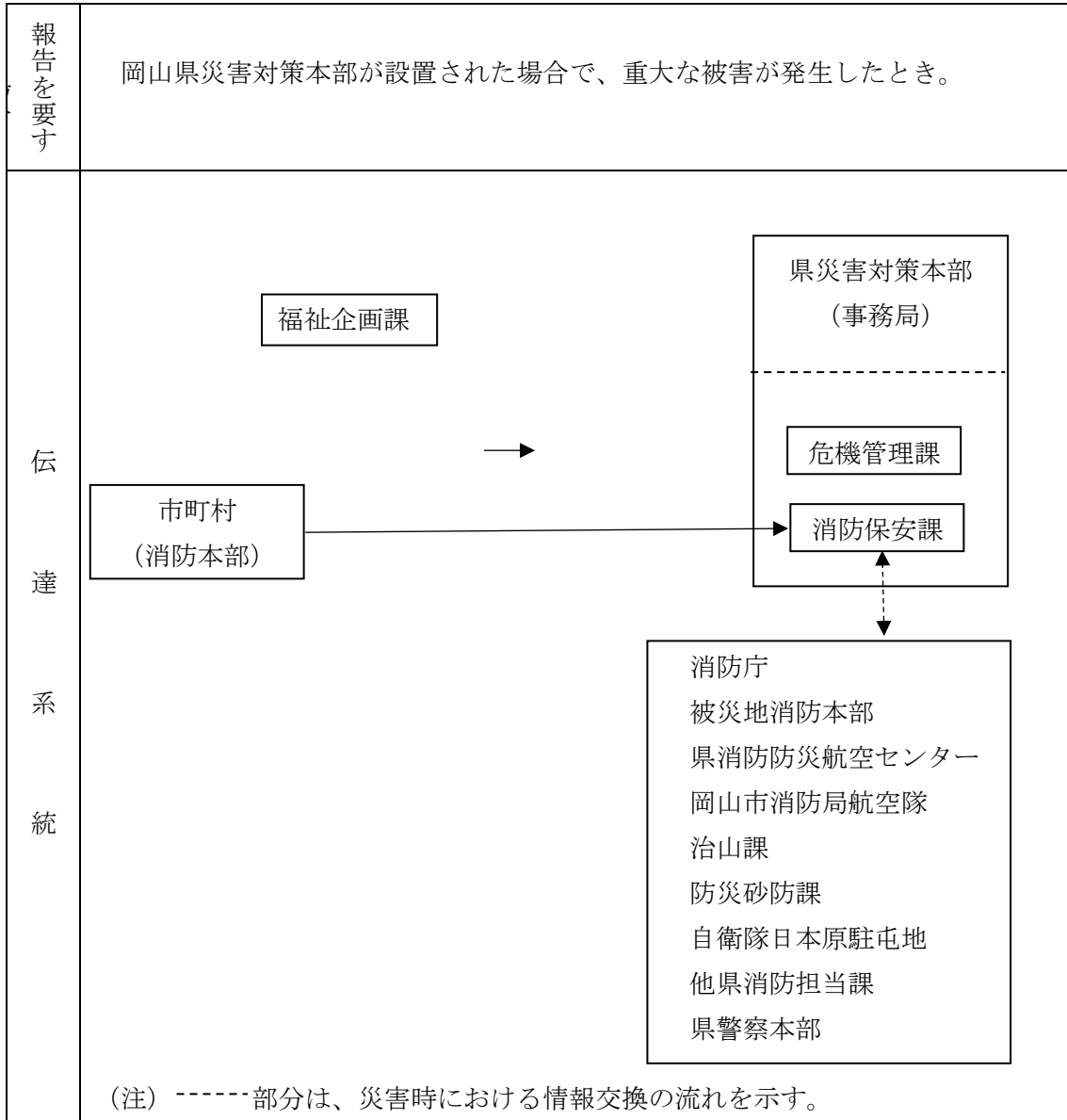
(f) 公営住宅等被害



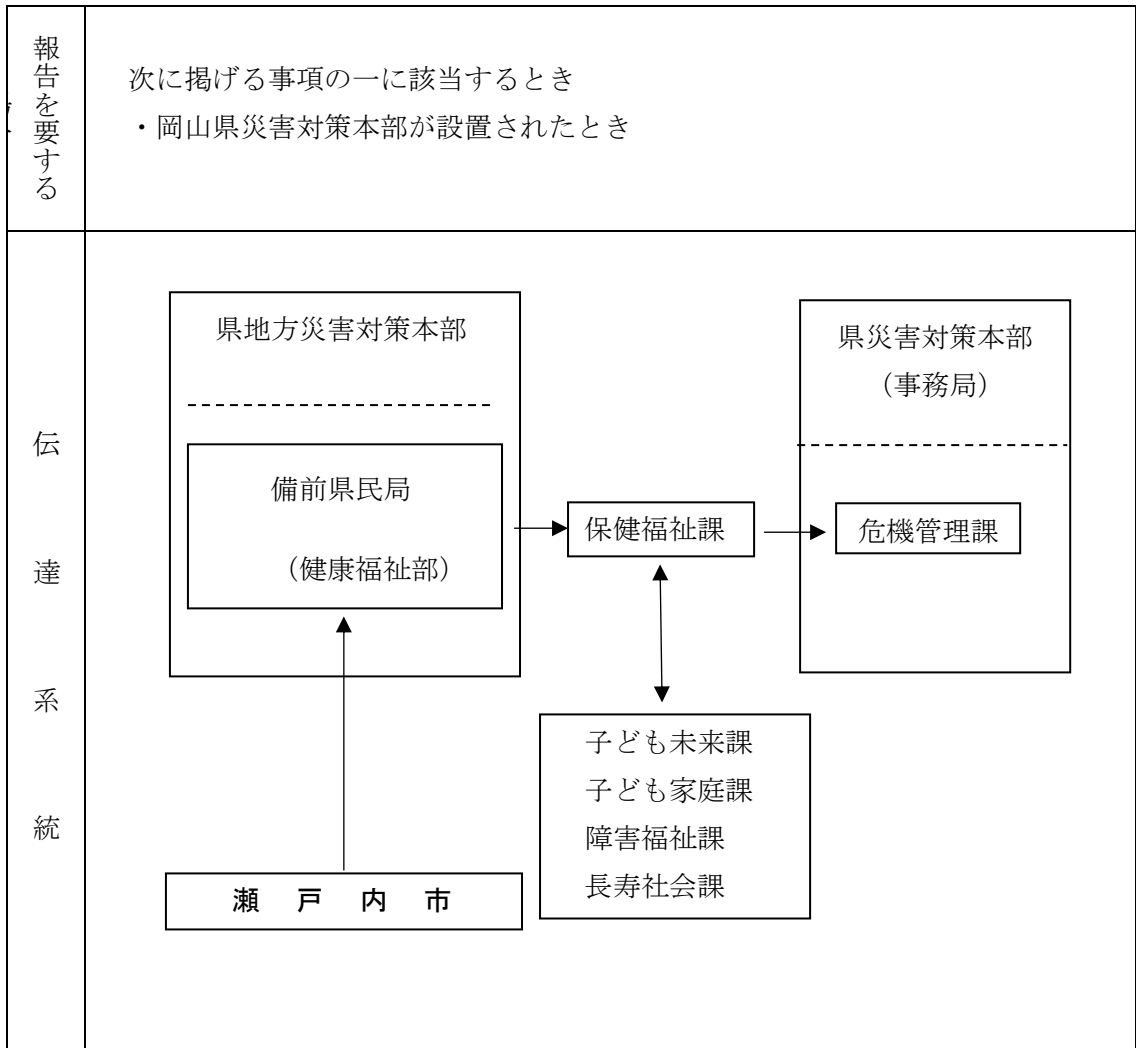
(ツ) 商工関係被害等



(7) 林野火災被害



(ト) 社会福祉施設被害



様式 1-1 (災害発生時)

災害発生通報

報告日時	年 月 日	市町村名		電話番号	
	時 分	報告者名			

災害名 \_\_\_\_\_ 第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日	時 分				
被災状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況				設置	年 月 日 時 分						
					解散	年 月 日 時 分						
<p>○避難指示等の発令状況</p> <p>種 別： 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保</p> <p>発令日時： 年 月 日 時 分</p> <p>解除日時： 年 月 日 時 分</p> <p>対象地区等：</p> <p>対象人員： 世帯 人</p> <p>○避難所の設置状況</p> <p>開設避難所名</p> <p>○対応状況</p>												
その他												



様式 1-2

災害速報（即報・確定）

市町村名				区分			被害
災害名	報告番号	第 報 年 月 日 時現在		田	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名				畑	流出・埋没	ha	
					冠水	ha	
区分				学校	箇所		
被害				病院	箇所		
人的被害	死者		人	道路	箇所		
		うち災害関連死者	人	橋りょう	箇所		
	行方不明者		人	河川	箇所		
	負傷者	重傷	人	海岸	箇所		
		軽傷	人	港湾	箇所		
住家被害	全壊		棟	漁港	箇所		
			世帯	砂防	箇所		
			人	下水道	箇所		
	半壊		棟	都市公園等	箇所		
			世帯	清掃施設	箇所		
			人	崖崩れ	箇所		
	一部破損		棟	鉄道不通	箇所		
			世帯	被害船舶	隻		
			人	水道	戸		
	床上浸水		棟	電話	回線		
			世帯	電気	戸		
			人	ガス	戸		
	床下浸水		棟	ブロック塀等	箇所		
			世帯	罹災世帯数	世帯		
			人	罹災者数	人		
非家宅	公共建物		棟	火災発生	建物	件	
	その他		棟		危険物	件	
					その他	件	

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	設置日時	日	時	分	
公立文教施設	千円			災害対策本部等の設置状況	解散日時	日	時	分
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小計	千円							
その他	農産被害	千円	災害救助法適用	適用日時	日	時	分	
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他							
被害総額			119番通報件数					件
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動							
	自衛隊の災害派遣						その他	

※被害額は省略することができる。

(注) 記入要領

項 目		記 入 要 領
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
そ の 他	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水 畑の流失・埋没、畑の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。 田の例に準じて取り扱うものとする。
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	

項目	記入要領		
道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。		
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。	
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。	
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。		
河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。		
		破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。		
港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
漁 港	漁港漁場整備法第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設		
砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。		
下 水 道	下水道法第2条第2号に規定する下水道施設とする。		
都市公園等	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。		
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。		
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。		
船 舶 被 害	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。		
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。		
ガ ス	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。		
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		

項目	記入要領	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は括弧外書きするものとする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。	
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。	

人的被害・住家被害

(第 報)

第1編 総則  
第2編 災害予防計画  
第3編 災害応急対策計画  
第4編 災害復旧計画

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡	2 行方不明	3 重 傷	4 軽 傷
	氏 名 等	(氏名 ) (生年月日 ) (性別 )			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 3

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
			(高齢者等避難、避難指示、自主避難) 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名		設置場所	収容人数		実施期間	
				重傷	軽傷		

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧計画

公共施設被害

(第 報)

第1編 総則
第2編 災害予防計画
第3編 災害応急対策計画
第4編 災害復旧計画

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川	イ 海岸	ウ 貯水池・ため池等
	エ 砂防	オ 治山	
	カ 港湾・漁港	キ 道路	ク 鉄軌道
	ケ 電信電話	コ 電力	
	サ ガス	シ 水道	ス 下水道
	セ 都市公園等	ソ 公営住宅等	
	タ その他 ( )		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害区域 区 間		
	管 理 者		(電話 )
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
その他 参考事項			



様式 5

## 商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名： )

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること

3 被害数は事業所数で記入すること

4 観光関係被害は計上しないこと（様式 6 に計上すること。）

様式 6

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には施設名など参考事項を記入すること

様式7

第1号様式(火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部)	
報告者	

\* 爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・ 用途				事業者名 (代表者名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた 理由			
	死傷者	重傷	人				
		中等症	人				
		軽傷	人				
建物の概要	構造	階層 / 階建		建築面積	m <sup>2</sup>		
				延べ面積	m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼	棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼや	棟				
罹災世帯数				気象状況	℃ m/s %		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人				
	消防団	台	人				
	その他		人				
救急・救助 活動状況							
災害対策本部等							
その他参考事項							

(注)第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること)

様式8

社会福祉施設被害状況

(第 報)

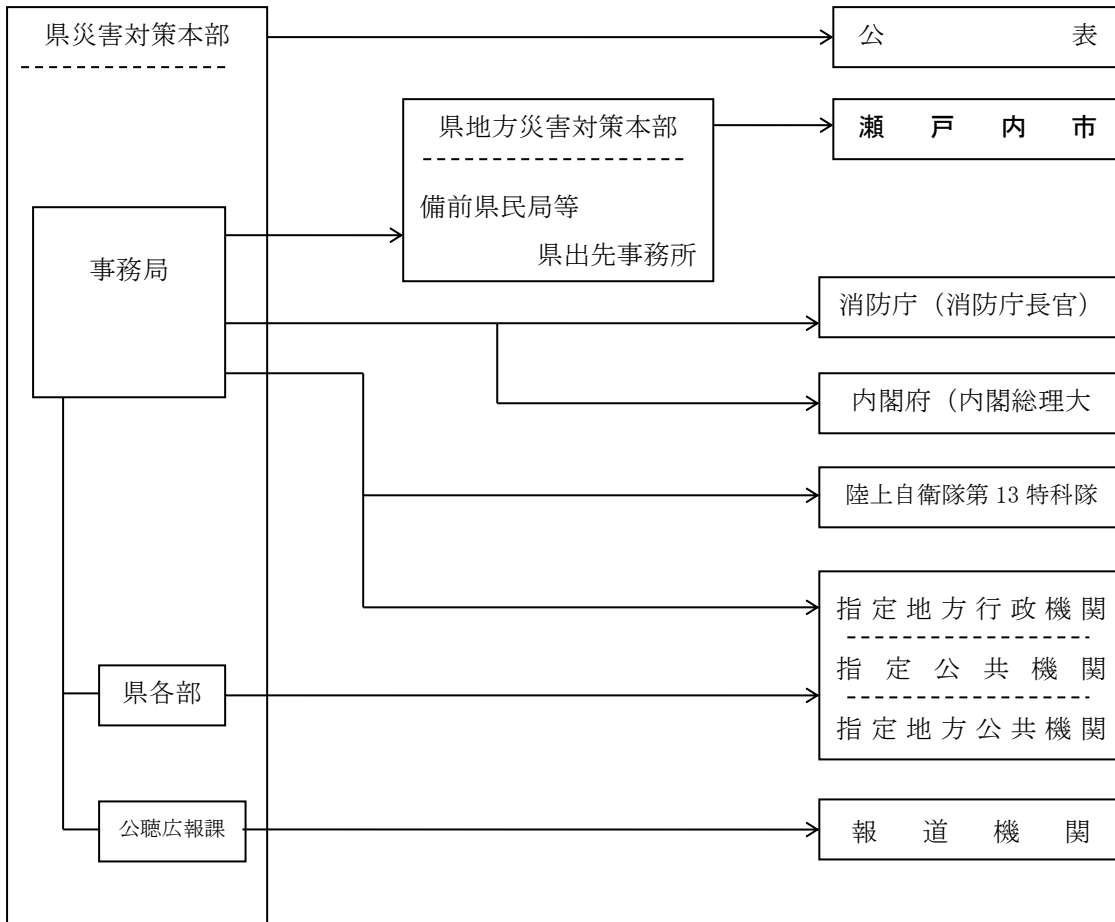
報告の期限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受診機関	
発信者名		受診者名	

内 容

被害施設区分	ア 生活保護	イ 身体障害者福祉	ウ 知的障害者施設
	エ 老人福祉	オ 婦人保護	カ 児童福祉
	キ 保健施設	ケ その他( )	
発 生	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害施設名		
	管 理 者	(電話 )	
	被害程度 (概要)		
	人的被害		
	応急対策の 状況		
	復旧見込		
	被害額 (千円)		
	そ の 他 参考事項		

イ 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



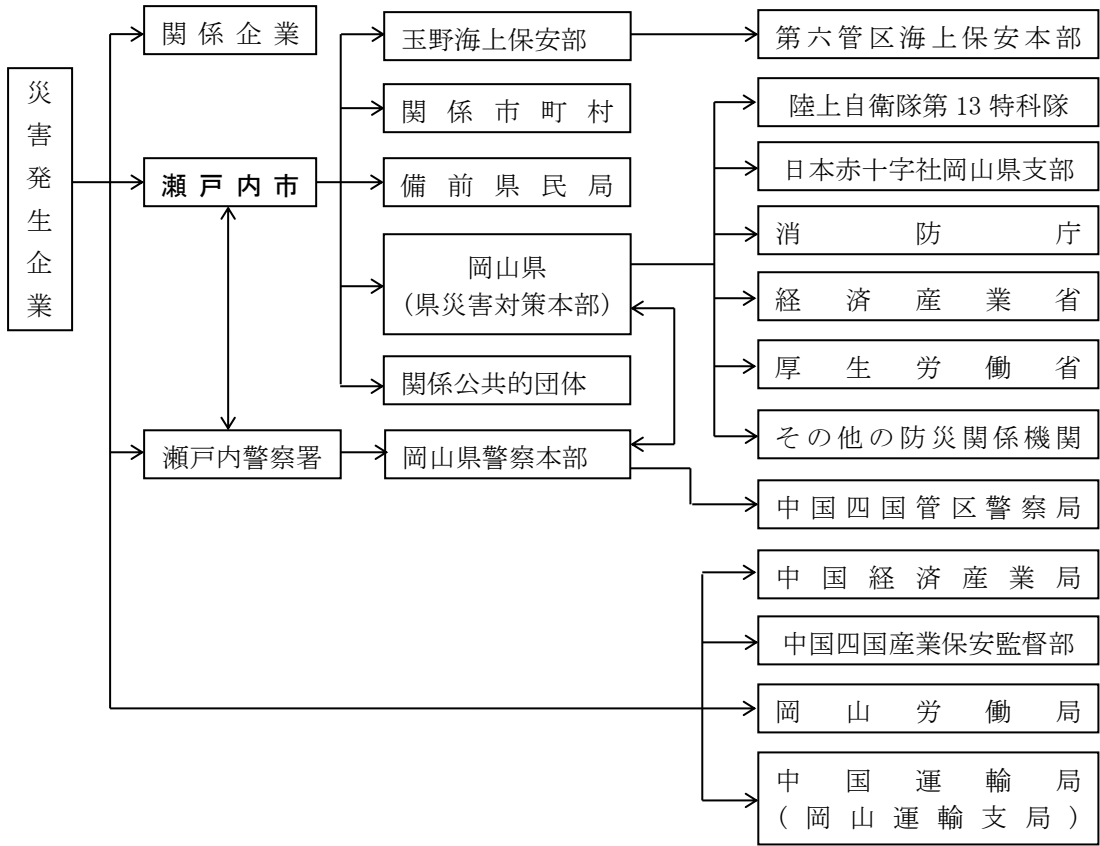
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

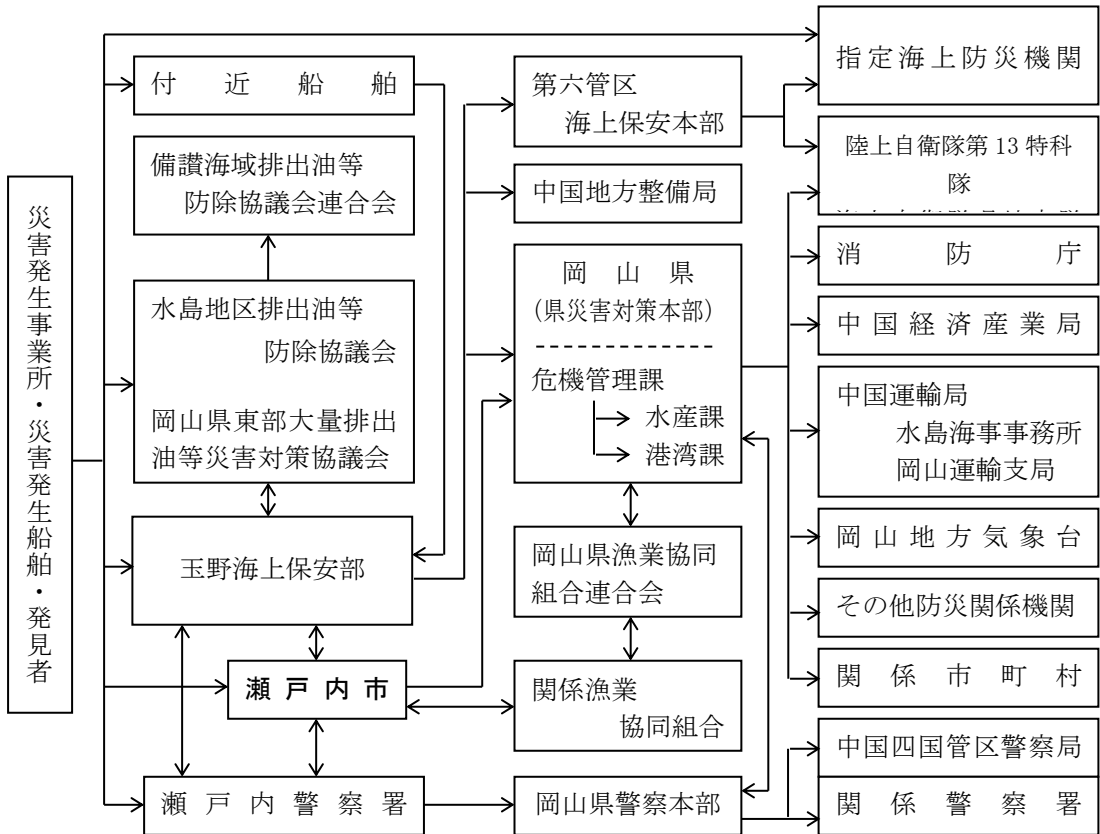
なお、全県的な被害概況については、県災害対策本部事務局へ照会する。(河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。)

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

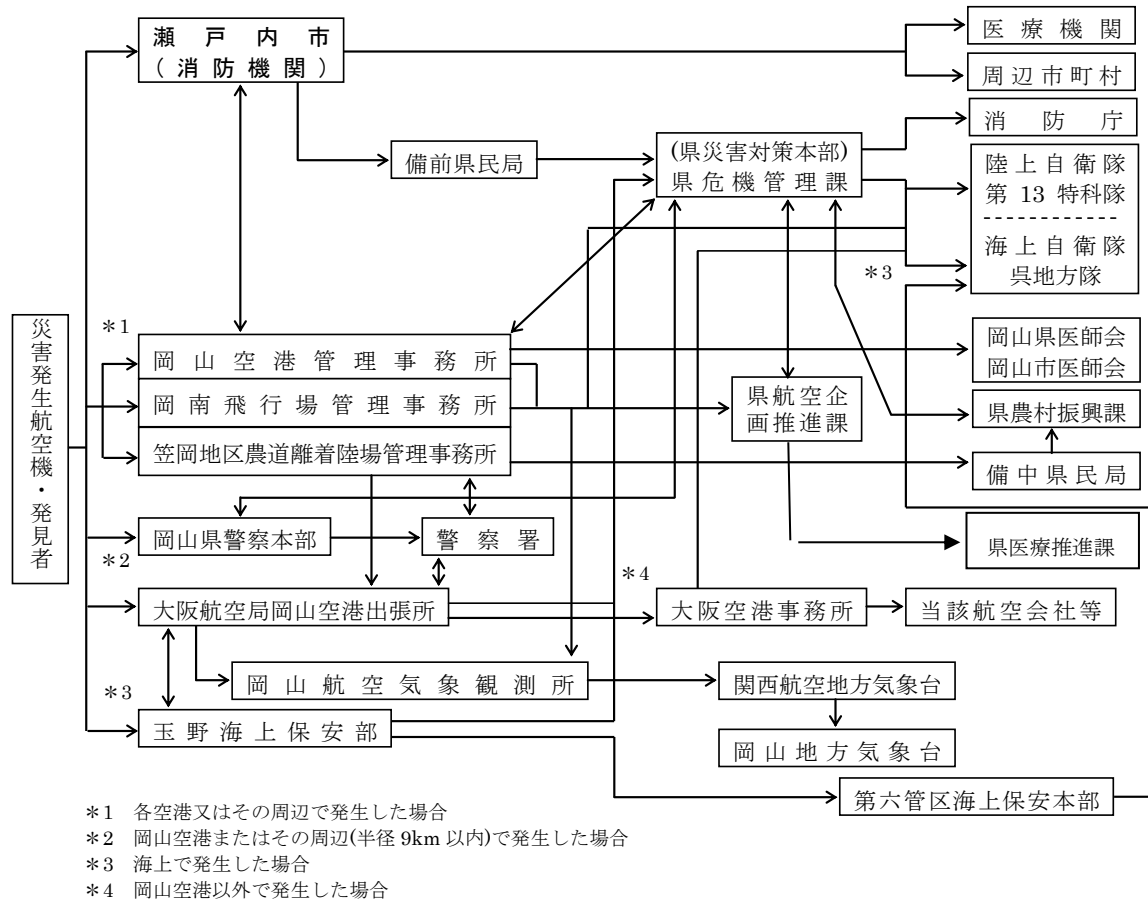
ア 陸上の災害



イ 海上の災害



ウ 航空機災害の場合



(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

## 第3章

## 災害広報及び報道

## 1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

## 2 実施責任者等

各機関

## 3 実施内容

## (1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア 災害の発生状況

イ 安否情報

ウ 地域住民のとるべき措置

エ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令

オ 災害応急対策の状況

カ 道路情報

キ 食料、生活必需物資等の供給状況

ク ライフラインの復旧状況

ケ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

コ 二次災害に関する情報

サ 被災者生活支援に関する情報

シ その他必要事項

## (2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関連番組

イ 災害関係の情報

ウ 安否情報

エ 災害対策のための解説



オ 関係機関の告知事項

カ 道路情報

キ 被災地で不足している物資等の情報

(3) Web サイト等

市は、災害情報、避難情報、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Web サイト、メール等による情報を提供するよう努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

市及び県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(5) 問い合わせ窓口の設置

市及び県は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利・利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

西日本電信電話株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web 171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県のWebサイト等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

市は、県が外国語に翻訳し、電子ファイル等で送信した災害に関する情報を速やかに提供する。

なお、災害対策本部が設置され、必要があると認めるときは、岡山国際交流センター指定管理者と協議の上で、災害時多言語支援センターを設置し、外国人被災者に対し、多言語による情報提供を行う。

#### 4 災害情報の収集

- (1) 災害情報収集は、総合政策部（災害対策本部設置時は総合政策班）が担当する。
- (2) 総合政策部（総合政策班）以外の各課（各班）は、広報車等での広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総合政策部（総合政策班）に提出する。
- (3) 総合政策班は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 総合政策班は、取りまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

#### 5 広報の手段

- (1) 報道機関の協力  
災害関係の予報及び警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を得る。
- (2) 防災行政無線、緊急速報メール・広報車、インターネット、SNS等の活用  
市は、市民に情報の周知徹底を図るため、防災行政無線、緊急速報メール・広報車、インターネット、SNS等により、迅速かつ的確な広報を行う。
- (3) 伝達方法の充実・強化  
避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の市民への情報伝達の確実化を図るため、防災行政無線等の災害に強い情報連絡手段の整備に努め、伝達体制の強化に努める。

#### 6 安否情報の提供等

- (1) 安否情報の提供  
市は、市域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）について照合があったときは、回答することができる。なお、安否情報を回答する場合は、安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮する。
- (2) 安否情報の内部利用  
市は、(1)による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当た

っては特定された利用の目的以外のために内部で利用する。

(3) 被災者情報の入手

市は、(1)の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認められる場合は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

7 応援協力団体

- (1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (3) 各機関は、災害時に住民に対し必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

## 第1節 災害救助法の適用

### 1 方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

### 2 実施責任者

市長

知事（危機管理課、こども・福祉部）

### 3 実施内容

#### (1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

#### (2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、市長へ委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めるときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。岡山市長は、災害救助法による救助の全てを実施するが、岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法第2条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画に基づき、救助を実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上あるとき

市町村の人口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項等参照。

イ 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上に達したとき

ウ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯が多数であるとき

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき

## (4) 適用手続

## ア 県の措置

(ア) 災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

(イ) 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

この場合、知事は、市長に委任する事務の内容及びその期間を市長に通知する。

(ウ) 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

(エ) 災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行う。

## イ 市の措置

市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

## (5) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法の適用をした場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによる。

#### 4 救助の種類と実施期間

災害救助法による救助の種類と期間及び実施者は、次のとおりである。

救助の方法	実施期間	実施者区分
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	市
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 20日以内に着工	対象者敷地認定一市 建設一県又は市
炊き出しその他による食品の供与	災害発生の日から7日以内	市
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	市
被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	輸送一県 調査割当、配分一市
医療	災害発生の日から14日以内	医療班の派遣一県、日本赤十字社岡山県支部 その他一市
助産	分べんした日*1から7日以内	医療班の派遣一県、日本赤十字社岡山県支部 その他一市
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	市
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1ヶ月以内	市
学用品の給与	災害発生の日から1ヶ月又は15日以内*2	確保輸送一県 調査割当、配分一市
埋葬	災害発生の日から10日以内	市
死体の搜索	災害発生の日から10日以内	市
死体の処理	災害発生の日から10日以内	市
住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	災害発生の日から10日以内	市

\*1：分べんした日…災害発生日以前又は以後7日以内

\*2：教科書…災害発生の日から1か月以内に完了

文房具及び通学用品…災害発生から15日以内に完了

(注) 実施機関は、表に示す期間内に救助を終了するようにならなければならない。

ただし、内閣総理大臣承認により期間の延長有。

## 5 災害救助法が適用されない小災害の救助基準

災害救助法が適用されない小災害については、市長が救助の必要を認めるときは市長の責任において救助を実施する。この場合、全て災害救助法並びに災害救助法施行細則に準ずる。

## 6 罹災者台帳の整備等

### (1) 罹災者台帳の作成

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の罹災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときに、罹災者の援護を実施するための基礎とする罹災者台帳を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

ア 罹災者台帳は、被害状況の確定調査を完了し各世帯別の被害状況が判明したときには可及的速やかに作成する。

イ 作成に当たっては、戸籍、住民登録により正確を期する。

ウ 罹災者台帳、救助その他の基本となるものであり、又世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管する。

エ 罹災者台帳には、罹災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

オ 市長は、罹災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する罹災者の氏名その他の罹災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

カ 市長は、罹災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、罹災者に関する情報の提供を求める。

### (2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、作成した罹災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人が提供するとき

イ 市が罹災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき



ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、罹災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

エ ア、ウの規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。

### (3) 罹災証明書の発行

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する「罹災証明書」の交付を行う。ただし、災害時の混乱等により「罹災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置を取り、後日速やかに「罹災証明書」と取り替える。

なお、市は、災害の発生に備え、「罹災証明書」の発行に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 本証明書の交付は、罹災者にとっては、本救助のみでなく以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期する。

イ 本証明書は、罹災者台帳と照合し、発行に当たっては契印をする等発行の事実を判然とし重複発行を避けるよう留意する。

ウ 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「罹災証明書」の提示を求めるようにする。

## 第2節 避難の指示等及び避難所の設置

### 1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がいのある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

### 2 実施責任者等

#### (1) 避難の指示等

##### ア 実施責任者

市長

警察官

海上保安官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

#### (2) 指定避難所の設置

##### ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

##### イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部）

### 3 実施内容

#### (1) 避難の指示等及び報告・通知

##### ア 市長（災害対策基本法第60条第1項）

##### イ 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

その類型は次の表のとおりである。

区分	発令される状況	居住者がとるべき行動等
高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難、屋内安全確保）する。</li> </ul>
緊急安全確保	災害発生又は切迫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

(イ) 発令基準

各災害における避難指示等発令基準は次のとおりである。

a 土砂災害

避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	<p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合                      （※大雨警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規則等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
避難指示	<p>① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合                      （※土砂災害警戒情報は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>② 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <p>① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合                      （※大雨特別警報（土砂災害）は市単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこ</p>

	と) (災害発生を確認) ② 土砂災害の発生が確認された場合
特別警報の取扱い等	瀬戸内市の大雨警報の土壌雨量指数基準値：125 大雨特別警報（土砂災害）：土壌雨量指数を基準とするもの ① 大雨特別警報（土砂災害）発表時には、既に避難指示等の判断及び発令を行っていることを前提とする。 ② 大雨特別警報発表時には、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報 ① 伊勢湾台風クラス（中心気圧 930hPa 以下等）の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるもの ② 発表時点で避難指示等の判断基準に達していない場合が多い ③ 判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難・避難指示を発令するようにするものとする。
避難情報等の解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。 一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・岡山県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

b 高潮

避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	<p>① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 （数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合</p> <p>③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、岡山県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
避難指示	<p>① 高潮警報（警戒レベル4 相当情報 [高潮]）又は高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報 [高潮]）が発表された場合</p> <p>② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など） （夕刻時点で発令）</p> <p>注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想させる場合に、暴風警報又は暴風特別警報に連動して発表されることとなっており、早ければ実際の高潮の警戒期間の 24 時間前には発表される。これは、台風等の接近に伴い潮位の上昇が始まるより前に、暴風により立退き避難が困難になることを考慮してのものであるため、高潮警報が発表された時点で、警戒レベル4 避難指示の発令を検討する。</p> <p>注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4 避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報の発表の可能性を言及する岡山県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。</p> <p>注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4 避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要になることに留意が必要である。</p>

<p>緊急安全確保</p>	<p>(災害が切迫)</p> <p>① 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>② 潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を超えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難情報等の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>① 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>② 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>③ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合</p>								
<p>避難情報等の解除</p>	<p>当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除するものとする。</p>								
<p>牛窓観測所 (牛窓港)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険潮位</th> <th>警報発表基準</th> <th>注意報発表基準</th> <th>既往最高潮位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TP+1.80m (CDL2.87m)</td> <td>TP+1.80m (CDL2.87m)</td> <td>TP+1.40m (CDL2.47m)</td> <td>TP+2.47m (CDL3.54m)</td> </tr> </tbody> </table>	危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.40m (CDL2.47m)	TP+2.47m (CDL3.54m)
危険潮位	警報発表基準	注意報発表基準	既往最高潮位						
TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.80m (CDL2.87m)	TP+1.40m (CDL2.47m)	TP+2.47m (CDL3.54m)						

c. 河川の氾濫

吉井川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である7.70mに到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</li> <li>② 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.20m（レベル4水位））に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合）</li> <li>③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</li> <li>④ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>⑤ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定河川洪水予報により、吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</li> <li>② 吉井川の御休水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である8.20mに到達していないものの、吉井川の御休水位観測所が氾濫開始相当水位である10.18mに到達することが予想される場合</li> <li>③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</li> <li>④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>⑤ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</li> <li>⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令）</li> <li>⑦ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul> <p>※夜間・未明であっても、発令基準①から⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とし</p>



	<p>た行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ)</p> <p>① 吉井川の御休水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位 10.18mに到達した場合</p> <p>② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>③ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団からの報告等により把握できた場合</p> <p>※発令基準①から④を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済の場合、発令基準⑤の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

千町川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 千町川の水位観測所の水位が避難判断水位 1.70m（レベル3水位）に到達した場合</li> <li>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>（2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> </ul> </li> <li>③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 千町川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.00m（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>（2）洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合）</li> </ul> </li> <li>③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風と伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する子とが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</li> <li>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</li> </ul>

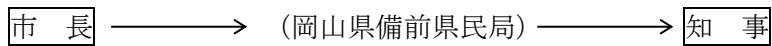
	<p>③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

干田川の避難情報発令基準（以下の状況で市長が必要と認めたとき）

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 干田川の水位観測所の水位が避難判断水位 干田 3.20m/福中 3.30m（レベル3水位）に到達した場合</li> <li>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）干田水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>（2）洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> </ul> </li> <li>③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 干田川の水位観測所の水位が氾濫危険水位 干田 3.50m/福中 3.40m（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</li> <li>② 洪水警報が発表され、次の（1）～（2）のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）干田水位観測所の水位が急激に上昇している場合</li> <li>（2）洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準大きく超過する場合）</li> </ul> </li> <li>③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</li> <li>④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風と伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ul>
緊急安全確保	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する子とが考えられ、例えば以下の①から④のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めするために発令することは考えられる。</p> <p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</li> <li>② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりなどにより決壊のおそれが高まった場合</li> </ul>

	<p>③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>① 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
<p>避難情報等の解除</p>	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p>

(ウ) 報告



イ 知事（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

(ア) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第 60 条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(イ) 公示

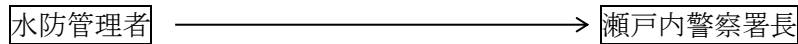
市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第 29 条）

(ア) 指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知

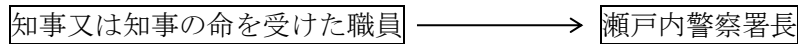


エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

(ア) 指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通知（地すべりによる場合のみ）



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第 4 条による措置

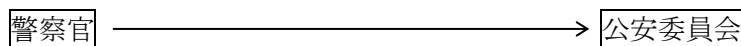
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。

(イ) 災害対策基本法第 61 条による措置

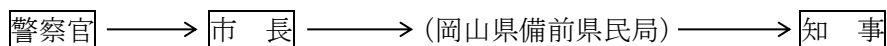
(1)の市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避などの安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内での待避などの安全確保措置を指示することができる。

(ウ) 報告・通知

(ア)の場合の報告



(イ)の場合の通知

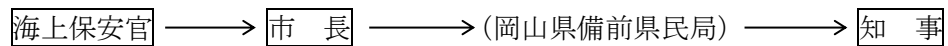


## カ 海上保安官

## (ア) 災害対策基本法第61条による指示

(1)の市長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

## (イ) 報告・通知

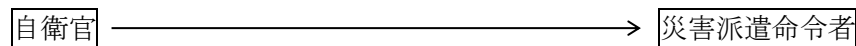


## キ 自衛官（災害派遣時の権限）

## (ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「オの(ア)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講ずる。

## (イ) 報告・通知



## ク 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

## (ア) 市

「高齢者等避難」を位置づける他、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

## (土砂災害に関する事項)

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行う。

## (高潮に関する事項)

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて

見直す。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

(イ) 県

市が行う避難指示等の発令基準の策定や避難情報の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時期を逸することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

(ウ) 指定行政機関、指定地方行政機関

市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市長（災害対策基本法第63条第1項）

(イ) 立入りの制限・禁止、退去

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

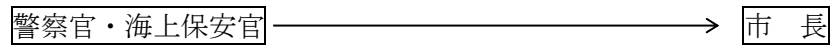


イ 警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。

(イ) 通知

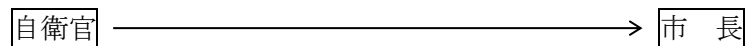


ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市長（市の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。

(イ) 通知



エ 知事（災害対策基本法第73条第1項）

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が災害対策基本法第63条第1項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(3) 指示の周知徹底

市長は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項等を明確にし、住民及びその地域の滞在者に警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

災害時には、市は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、状況によっては県警察及び市が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、高齢者、幼児等の避難を優先して行う。

イ 住民への避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民

の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

#### ウ 避難の受入れ及び情報提供

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の

自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

避難誘導に当たっては、市町村は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

#### エ 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不相当となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には、必要に応じて、ヘリコプター等による移送を実施する。

#### (6) 指定避難所の設置

## ア 指定避難所等の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所について、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2- (1) に掲げる避難の指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行

政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
- (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (ウ) 災害対策本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
- (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- (カ) 感染症対策を踏まえた運営方法
- (キ) その他開設責任者の業務

#### イ 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）

(以下「被災ペット」という。)のためのスペースの確保に努める。

#### ウ 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

#### エ 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもへの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

#### オ 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管

理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市は県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、市における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、市を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受け入れを要請する。

それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

#### カ 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。市町村は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

#### キ 避難経路の表示

市は、指定避難所及びその位置を住民に周知徹底するため、広報伝達するとともに、所要の箇所に標示板、標識等を立てておく。

#### ク 避難施設の耐震診断

市は、耐震診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

#### (7) 指定避難所の運営管理等

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に市の職員等を配置する。

ア 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語

の流布防止と不安の解消に努める。

ウ 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

オ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、迅速かつ適切な措置をとる。

キ 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ケ 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

サ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

シ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。



ス 市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等に鑑み、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

セ 市及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 市及び県は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

タ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

チ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ツ 市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

テ 家庭動物等の収容対策

家庭動物等の取り扱いを始め、避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。市は、県と連携を図りながら飼育動物の保護に努め、その際には保護団体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者等の情報収集に努める。

(ア) 家庭動物の取り扱い

災害発生時における家庭動物の取扱いは、飼い主による管理を原則とする。

(イ) 家庭動物同行避難者の受け入れ

a 同行避難

災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める。

b 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止

避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影

響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし身体障害者補助犬を除く。

c 災害避難時における飼育管理

飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。

d 家庭動物飼い主への対応

市は、避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(8) 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

#### 4 応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市からの応援要請に応じることが困難な場合は、玉野海上保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県への指定避難所の開設について応援を要請する。

(4) 県は、市の実施する避難の誘導及び移送並びに避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 5 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし

緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 市、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (6) 政府本部、指定行政機関、公共機関、市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

## 6 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めすることができる。
- (2) 県は、市から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらか

じめ決定しておくよう努める。

## 7 その他

知事が災害救助法を適用した災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第3節 救助

### 1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者等

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

玉野海上保安部

#### (2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部、子ども・福祉部）

### 3 実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討するとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等がある場合には、それらとも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

#### (1) 陸上における救助

市、県及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

#### (2) 海上における救助

海上保安部は、市、県及び県警察と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、市、県及び県警察と緊密な連携の下に医療機関等に搬送する。

### 4 応援協力関係

(1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

(3) 県は、市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県は、市の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

(6) 海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(7) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。

(8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第4節 食料の供給

### 1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

### 2 実施責任者等

#### (1) 食料の応急供給

##### ア 実施責任者

市長又は知事

##### イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

#### (2) 炊き出しその他による食料の給与

##### ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

##### イ 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）

### 3 実施内容

#### (1) 食料の応急供給

ア 県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

##### (ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受ける。

##### (イ) その他

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保す

る。

(ア) 米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。  
米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 市はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

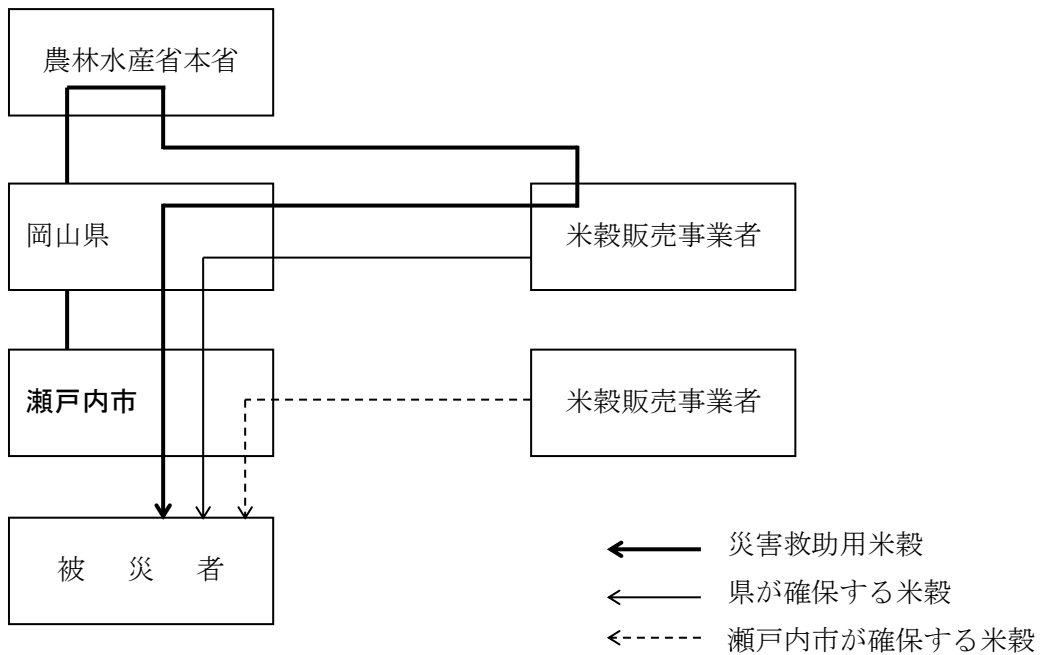
イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 市・県調達

【応急用米穀】



4 応援協力関係

(1) 市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又



は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

- (2) 県は、市の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料を確保し輸送する。
- (3) 県は、自ら炊き出しその他により食料を給与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 県は、市が実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 食品衛生

市は、炊き出しに当たっては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、可能な限り衛生的な場所を選定して設ける。
- (2) 炊き出し場所には、消毒ができる設備を設ける。

## 6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第5節 飲料水の供給

### 1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### (2) 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健医療部、子ども・福祉部）

### 3 実施内容

市は、取水する水源について、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水するほか、市が備蓄する飲料水を配布する。

### 4 応援協力関係

(1) 市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。

(3) 県は、市等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(4) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

### 1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### (2) 主な関係機関

県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部、産業労働部）

### 3 実施内容

市は、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

給与又は貸与する生活必需品等は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

### 4 応援協力関係

(1) 市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

(2) 県は、市における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(3) 県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。

- (4) 県は、市の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

## 第7節 医療・助産

### 1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

#### (2) 主な関係機関

県（保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

災害時精神科医療中核病院

岡山県医師会

### 3 実施内容

#### (1) 医療

ア 市長又は知事は救護班を編成して医療に当たるが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講ずる。

イ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

エ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる遺体検案の体制が整うまでの間は、遺体検案に協力する。

#### (2) 助産

医療に準ずる。

#### 4 応援協力関係

- (1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。
- (2) 市は、当該地域の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受け入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### 5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

#### 6 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

- (1) 災害救助法の適用されない災害における費用の負担  
災害救助法の適用されない災害における費用は、市が負担する。ただし、他の制度により負担が定められているものについては、この限りでない。
  - ア 医療及び助産の費用  
災害救助法施行細則による。
  - イ 救護班として医療活動に従事した医師、看護師その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となったときの災害補償は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、定めた条例の非常勤の職員の公務災害補償に係る規定の例による。
- (2) 臨時利用施設に関する特例
  - ア 政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあって、当該災害に係る臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合は、当該災害を政令で指定する。
  - イ 上記指定があった場合は、政令で定める区域及び機関において市が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章の規定は、適用しなくても良いこととする。

## 第8節 遺体の搜索・検視・処理・埋火葬

### 1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、搜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

県警察

玉野海上保安部

#### (2) 主な関係機関

県（環境文化部、保健医療部、子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

### 3 実施内容

#### (1) 遺体の搜索

##### ア 陸上における搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

##### イ 海上における搜索

海上保安部は、市及び県警察と連携をとりながら遺体の搜索を行い、収容した遺体は、直ちに市に引き渡す。

#### (2) 遺体の検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を遺体の検視・遺体安置所として選定するよう努める。

#### (3) 遺体の検視及び処理

ア 県警察又は海上保安部は、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、市及び県、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。

- (ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（民間葬儀事業所、寺院などの施設の利用、又は民間葬儀事業所、寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。
- (4) 遺体の埋火葬等  
市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。
- ア 市が埋火葬を行う場合は、災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため等、諸種の理由により、遺族が埋火葬を行うことが困難なときとする。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。
- ウ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。
- 4 応援協力関係
- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- (3) 海上保安部は、遺体の搜索が困難な場合は、県及び他市町村へ遺体の搜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。
- (4) 県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。



## 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

### (1) 埋葬及び火葬に関する特例

- ア 政府は、著しく異常かつ激甚な非常災害にあつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定する。
- イ 厚生労働大臣は、上記指定があつた場合は政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

## 第9節 防疫・保健衛生

### 1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

### 2 実施責任者

#### (1) 防疫

市長

知事（保健医療部）

#### (2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健医療部、子ども・福祉部）

### 3 防疫活動組織

#### (1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、市は、県、日本赤十字社岡山県支部、市医師会等の協力を要請する。

#### (2) 防疫班の編成

市は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

ア 衛生技術者（班長） 1名

イ 作業員 2～3名

ウ 助手 1名

### 4 実施内容

#### (1) 防疫

##### ア 検病調査及び健康診断

県は、市及び地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

##### イ 消毒等

市は、被災の直後に環境衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

##### ウ 仮設トイレの設置

市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

##### エ ねずみ、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給  
第3編第4章第5節「飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

被災地域において感染症患者が発生したときは、備前保健所と連携のもとに、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講ずる。

キ 指定避難所の防疫

市は、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、市に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。

コ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

（資料 26 感染症患者治療施設）

## 5 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

- (3) 県は、市の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市に代って実施する。
- (4) 県は、防疫活動の実施又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- (6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第10節 廃棄物処理等

### 1 方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

### 2 実施責任者等

#### (1) 実施責任者

市長

#### (2) 主な関係機関

県（環境文化部）

事業者

### 3 実施内容

#### (1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

ウ 市、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

#### (2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講ずる。

イ 市は、庁内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ 市は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

#### (3) 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

### 4 応援協力関係

(1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により、県に応援を要請する。

(3) 県は、市から廃棄物の処理に関し(2)の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援要請する。

(4) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### (5) 仮置場の確保

市が、ごみの仮置場を確保できない場合は、県に要請し、県は貸与可能な県有地を提供するなど、仮置場の確保のための協力を行う。

(6) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 5 その他

大規模な風水害にかかる対策は、「地震・津波災害対策編」の第2章第3節第4項「廃棄物処理体制整備計画」及び第3章第3節第8項「災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

## 第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去

### 1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供与する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるため、その方法について定める。

### 2 実施責任者等

#### (1) 応急仮設住宅の供与

##### ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

##### イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

#### (2) 住宅の応急修理、障害物の除去

##### ア 実施責任者

市長

知事（知事が災害救助法を適用した場合）

##### イ 主な関係機関

県（子ども・福祉部、土木部）

### 3 実施内容

#### (1) 応急仮設住宅の供与

##### ア 建設による供与

(ア) 市又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(イ) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(ウ) 市は、応急仮設住宅建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。



なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(エ) 市は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(オ) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(カ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

#### イ 借上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は市長に借上げを依頼する。

#### ウ 公営住宅等のあっせん

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### (2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

#### (3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

#### (4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者要配慮者等の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受け入れに配慮する。

### 4 応援協力関係

(1) 市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

### 5 その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則

による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第1編  
総則

第2編  
災害予防計画

第3編  
災害応急対策計画

第4編  
災害復旧計画

## 第12節 文教災害対策

### 1 方針

市は、災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

### 2 実施責任者等

市

県（総務部、教育委員会、子ども・福祉部）

公私立各学校管理者

### 3 実施内容

#### (1) 被害状況、休業措置等の報告

##### ア 臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、市教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講ずる。

##### イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに教育委員会へ電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

##### ウ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ選定し児童生徒等及びその保護者に周知徹底を図る。また、その際に、保護者に避難予定場所における児童生徒等の動向を連絡できるような体制も考慮しておく。

#### (2) 教育施設の確保

##### ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

- (イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

#### イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

### (3) 児童生徒の就学援助措置等

#### ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則により、減免の措置を講ずる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講ずる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

#### イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講ずる。
- (イ) 県は、市の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- (ウ) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (エ) 知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、県子ども・福祉部と連携をとり迅速な措置を講ずる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

#### ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

#### (4) 社会教育施設等の保護

##### ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認の上で、使用する。

##### イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損わないよう国・県の技術指導に従い実施する。

## 第5章

## 社会秩序の維持

## 1 方針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

## 2 実施責任者等

## (1) 陸上における防犯

県警察

## (2) 海上における防犯

玉野海上保安部

## (3) 物価の安定

県（県民生活部）

## 3 実施内容

## (1) 陸上における防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取り締り

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供

オ その他治安維持に必要な措置

## (2) 海上における防犯

海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取り締りを実施する。

## (3) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

## 4 応援協力関係

市は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

## 第6章

## 交通規制

## 1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

## 2 実施責任者等

市

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）

県公安委員会、県警察

## 3 実施内容

## (1) 交通規制

## ア 県公安委員会、県警察による交通規制

(ア) 災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講ずる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

(イ) 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊の出動を要請する。

## イ 道路管理者による通行の禁止・制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は、制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講ずる。

(イ) 災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

## ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

## エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講ずる。

## オ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

## (2) 災害時における車両の移動等

ア 市は大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行が確保されるよう努める。

(ア) 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実による現場における体制の強化並びに安全の確保を図る。

(イ) 災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図る。

(ウ) 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講ずる。

(エ) 対策の主旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図る。

イ 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下の事項を実施する。区間を指定した場合、道路情報板、ラジオ等を活用して区間内に在る者に対し周知を図る。

(ア) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。

(イ) 運転者不在時は、道路管理者自らホイールローダー等によって車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失保証規定を整備する。

## ウ 土地の一時使用等

イの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分を可能とする。

## エ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

(ア) 県公安委員会は、道路管理者に対し、イの措置の要請が可能となる。

(イ) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、イの措置について指示を行う。(知事は、市町村に対し同様の指示を行う)

(ウ) 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応する。



#### 4 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講ずることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

## 1 方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

## 2 実施責任者等

### (1) 輸送力の確保

ア 実施責任者等  
各機関

### イ 主な関係機関

中国運輸局（岡山運輸支局（陸運部門・海事部門））  
日本通運株式会社（岡山支店）  
一般社団法人岡山県トラック協会  
岡山県貨物運送株式会社

### (2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）  
県公安委員会（県警察）  
玉野海上保安部

## 3 実施内容

### (1) 輸送力の確保

#### ア 輸送機関の措置

船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

#### イ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

中国運輸局（岡山運輸支局）は、災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、アに定める措置をとるよう指導するほか、次の措置を講ずる。

#### (ア) 輸送の分担指導

被災地及び被害状況により、輸送の分担について必要な指導を行う。

#### (イ) 連絡輸送等の調整

通し乗車船券の発行等について、輸送機関間の調整を行う。

#### (ウ) 就航勧奨

被災地及び災害の状況により、船舶運航事業者に対して、特定航路への就航を勧奨する。

## (エ) 航海命令

航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずる。

## (オ) 公益命令

港湾運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、国土交通大臣が指定した貨物の取扱い又は運送を命じ、貨物の取扱い又は運送の方法又は順位の変更を命ずる。

## (カ) 運送命令

運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定め、これによるべきことを命ずるよう措置を講ずる。

## (2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、備前県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

## (3) 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講ずる。

## 4 応援協力関係

(1) 関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(2) 市は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県及びその他協定を締結している機関（岡山県水難救済会等）へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

(3) 県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

(4) 市及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(2)に準じ中国運輸局をはじめ一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて、一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

(5) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該輸送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応じることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

(6) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、輸送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(7) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き<sup>さばり</sup>及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第8章

## ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道等）の機能確保の供給

## 1 方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置等を中心に定める。

## 2 電気

## (1) 実施責任者等

県

電気事業者等（中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局）

## (2) 実施内容

[県]

大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

[中国電力ネットワーク株式会社]

## ア 災害時における応急工事等

電気事業者等は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、送電・配電線路等に被害があったときは、応急工事を実施するとともに、中国電力ネットワーク株式会社においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

## イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

## ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (3) 応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

### 3 通信サービス

#### (1) 実施責任者

通信事業者（西日本電信電話株式会社）

#### (2) 実施内容

##### ア 災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

##### イ 災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

##### ウ 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

##### エ 応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

### 4 都市ガス

#### (1) 実施責任者等

ガス事業者（大阪ガス株式会社）

#### (2) 実施内容

##### ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

##### イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

(ア) ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

(イ) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断するなど、危険防止に必要な措置を講ずる。

(ウ) 市、中国四国産業保安監督部及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

##### ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

## エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

## (3) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」（同協会中国部会）に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

## 5 LPガス

## (1) 実施責任者等

一般社団法人岡山県LPガス協会

## (2) 実施内容

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界を挙げて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

## ア LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

## (ア) LPガスの安全についての知識の習得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

## (イ) 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

## イ LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

## (ア) LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

- a 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）
- b 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置
- c 配管は可撓性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入
- d 埋設配管はPE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用
- e 安全危機については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24

時間集中監視システムの設置促進

f 容器が転倒・流出した場合に備えて、ガス放出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

(イ) 防災体制の強化

a 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。

b 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講ずる。

震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

c 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受け入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

## 6 水道

(1) 実施責任者等  
市

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断した場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、市からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。



## 第9章

## 下水道

## 1 方針

市が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

## 2 実施責任者等

市  
県（土木部）

## 3 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

## (1) 応急対策の実施体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制を取る。

## (2) 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を図る。

### 1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

### 2 実施責任者等

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市

県（農林水産部）

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

市

県（農林水産部）

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

市

県（農林水産部）

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

市

県（農林水産部）

森林組合

### 3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地が湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

## ウ ダム・ため池

市、県及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

## エ 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

## オ 頭首工

市及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講ずるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

## (2) 農作物に対する応急措置

## ア 災害対策技術の指導

市及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に即し樹立した災害対策技術の指導を一体となって行う。

## イ 病虫害の防除

## (ア) 防除指導等

市及び農業協同組合等農業団体は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るための対策について、具体的な防除の実施を県と一体となって指導する。

## (3) 家畜に対する応急措置

## ア 家畜の管理

市及び畜産関係団体は、県が行う災害発生に伴う家畜の管理についての指導に協力する。

## イ 家畜の防疫

市及び畜産関係団体は、県が実施する畜舎等の消毒、家畜への予防注射等について協力する。

また、県は家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講ずる。

## (4) 林産物に対する技術指導

## ア 災害対策技術指導

市及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して行う被災苗木、森林に対する措置等林産物についての技術指導に協力する。

## イ 風倒木の処理指導

市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して行う風倒木の円滑な搬出等についての技術指導に協力する。

ウ 森林病虫害等の防除

市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して行う森林病虫害等の防除活動に対する技術指導に協力する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中四国農政局へ移動ポンプの貸与を依頼する。

イ 市は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

## 第11章

## 水 防

## 1 方針

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

## 2 実施責任者等

## (1) 水防活動

水防管理者（市長）

下水道管理者（市長）

ダム、水門、こう門、ポンプ場等の管理者

河川管理者（市長、国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部））

海岸管理者

ため池管理者（市長、土地改良区、所有者）

水防団

消防機関

## (2) 湛水排除

市

土地改良区

## 3 実施内容

## (1) 水防活動

ア 水防管理者（市長）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

## イ 水防団体等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、市及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

## ウ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

下水道管理者（市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

## エ ダム、ため池、水門、こう門、ポンプ場等の操作

ダム、ため池、水門、こう門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

## オ 水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

## カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

## キ 避難のための立退き

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、サイレン、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示することができる。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

## ク 従事者の安全確保

水防管理者は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

## (2) 湛水排除

市及び土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市は、排除ポンプにより排除を実施し、下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

## 4 応援協力関係

## (1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

エ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

オ 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水

ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

カ 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水排除

第3編第10章「防災営農」4(1)を参照すること。

## 第1節 道路災害対策

### 1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

### 2 実施責任者等

市

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国支社）

本州四国連絡高速道路株式会社

### 3 実施内容

#### (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。

#### (2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、第3編第1章「防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

#### (3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。



イ 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

#### (4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講ずる。

#### (5) その他

##### ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

##### イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

#### 4 応援協力関係

(1) 市は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

(3) 市、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講ずることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(4) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第2節 鉄道災害対策

### 1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

### 2 実施責任者等

市

県（県民生活部、土木部）

県警察

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道株式会社、岡山電気軌道株式会社、智頭急行株式会社、井原鉄道株式会社）

本州四国連絡高速道路株式会社

### 3 実施内容

#### (1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、第3編第2章第3「情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を市及び関係機関に連絡する。

エ 県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、各々の災害対策本部設置状況等を連絡する。

オ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。

#### (2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講ずる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

イ 関係機関は、第3編第1章「防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び各々の災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

## 第3節 海上災害対策

### 1 方針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

### 2 実施責任者等

市

県（危機管理課、消防保安課、農林水産部、土木部）

県警察

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）

第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

岡山地方気象台

一般社団法人海上災害防止センター

港湾、漁港管理者

石油事業者

石油事業団体

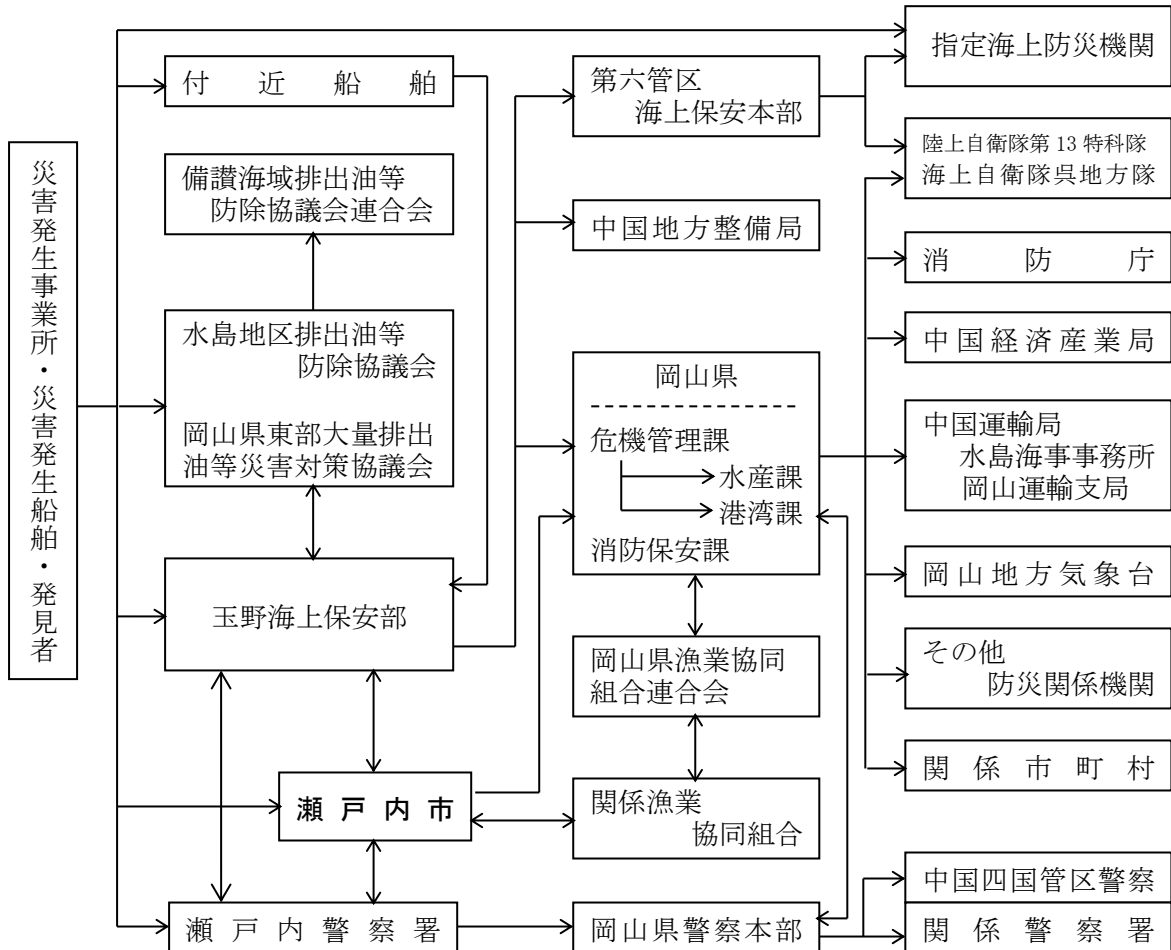
船舶等所有者

### 3 通報連絡

#### (1) 情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量排出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡する。



#### (2) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者等は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。

イ 関係事業者は、海上保安部に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。

ウ 海上保安部は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに関連情報等の収集に努める。

エ 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。

オ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を関係機関に連絡する。

カ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

## (3) 関係機関の応急対策活動の実施体制

関係機関は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

## 4 実施内容

## (1) 風水害時等の応急措置

## ア 船舶の避難

(イ) 海上保安部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾・漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合は、これらの危害を防ぐため港湾・漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。

(ロ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

## イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置

(イ) 港湾・漁港管理者（市・県）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(ロ) 海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

(ハ) 海上保安部は、水路の水深に異常を生じた場合は、必要に応じて、検測を行うとともに応急標識の設置等水路の安全の確保に努める。

(ニ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講ずる。

## ウ 海上交通規制

海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じ、船舶交通を制限し、又は禁止する。

## (2) 海上流出油、危険物等の防除

## ア 事業者の措置

(イ) 危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防機関及び市等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

(ロ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(ハ) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。

(ニ) 回収した油等の処理を行う。

(ホ) 必要に応じ、一般社団法人海上災害防止センターに海上防災のための措置を

委託する。

#### イ 海上保安部の措置

- (ア) 危険物等が大量に流出した場合は、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずる。
- (イ) 原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。
- (ウ) 流出油等の応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (エ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (オ) 船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知させる。
- (カ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- (キ) 船舶並びに流出油等の非常処分を行う。
- (ク) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。
- (船主等防除責任者に対する指示・命令)
- (ケ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (コ) 排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講ずるよう命ずる。
- (一般社団法人海上災害防止センターに対する指示)
- (サ) 必要に応じて、管区海上保安本部長等を通じ、一般社団法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

#### ウ 中国地方整備局の措置

油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

#### エ 一般社団法人海上災害防災センターの措置

- (ア) 管区海上保安本部長等の指示を受けて排出油等の防除のための措置を実施する。
- (イ) 船舶所有者等から委託を受けて海上防災のための措置を実施する。
- (ウ) 油回収船、オイルフェンス、その他の船舶、機械器具及び防除のための資材を保有し、これを船舶所有者の利用に供する。
- (エ) 海上防災訓練に関する業務を行う。
- (オ) 海上防災に関する調査研究を行う。

#### オ 市の措置

- (ア) 被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (イ) 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- (ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導

する。

カ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。

(エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

キ 県の措置

海上保安部又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講ずる。

ク 港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずる。

(3) 海上における火災

ア 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部及び関係市町村並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。

また、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導等を行う。

イ 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、関係市町村等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、海上保安部及び関係市町村の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これによる。

(ア) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

ウ 海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 市は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又



は県及びその他防災関係機関に対して、応援を要請する。

(4) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県及び県警察等は、多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を搜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。また、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請する。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

(5) 緊急輸送

海上保安部は、必要に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。岡山県水難救済会は、市からの要請に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。

(6) 海上交通の確保

ア 海上保安部の措置

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

(7) 治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取り締りを行う。

(8) 危険物の保安措置

ア 海上保安部の措置

(ア) 危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する措置を講ずる。

(イ) 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。

(ウ) 危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

## 5 二次災害の防止

- (1) 海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。
- (2) 岡山地方気象台は、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況又は予報及び警報等の情報を発表する。

## 6 災害復旧・復興対策

- (1) 海洋環境の汚染防止  
関係機関は、がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講ずる。
- (2) 海上交通安全の確保  
海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

## 7 応援協力関係

- (1) 市は、港湾施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (2) 海上保安部は、火災の消火について、必要に応じ、市等に対して応援を要請する。
- (3) 市は、流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。
- (4) 市、海上保安部及び中国地方整備局は、流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。
- (5) 海上保安部（第六管区海上保安本部）又は県は、流出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (6) 水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。
- (7) その他の防災関係機関及び関係企業は、市、海上保安部又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 8 その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画」により対応する。

## 第4節 航空機事故災害対策

### 1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 2 実施責任者等

市

県（危機管理課、県民生活部）

県警察

岡山県医師会、瀬戸内市医師会

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）

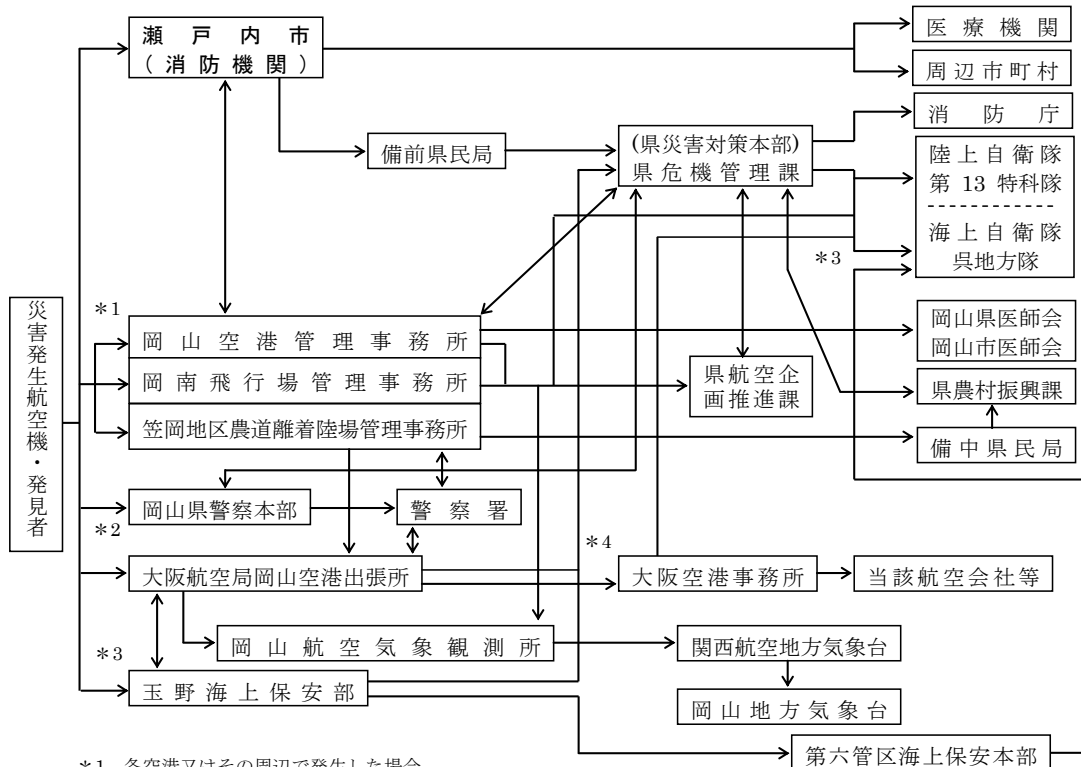
空港管理者

玉野海上保安部

航空運送事業者

### 3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



- \*1 各空港又はその周辺で発生した場合
- \*2 岡山空港又はその周辺(半径9km以内)で発生した場合
- \*3 海上で発生した場合
- \*4 岡山空港以外で発生した場合

## 4 実施内容

### (1) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共の団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

### (2) 県警察の措置

ア 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、警察災害派遣隊等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

エ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

### (3) 県の措置

ア 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、市と協力して、災害を最小限に食い止めるよう努める。

イ 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、

市からの要請により、消防防災ヘリコプターを出動させその活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に応援を指示する。

ウ 岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

エ 市から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

オ 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

#### (4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

### 5 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県及び空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

## 第5節 大規模な火災対策

### 1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災が発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

### 2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

### 3 実施内容

#### (1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市は、直接消防庁へも連絡する。県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

#### (2) 消火・避難活動

大規模な火災が発生した場合、市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

#### (3) 交通の確保・緊急輸送

市は、大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

#### (4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合、市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

#### 4 応援協力関係

- (1) 市は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

- (2) 県は、大規模な火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。

- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料 30-7 岡山県下消防相互応援協定)



## 第6節 林野火災対策

### 1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

### 2 実施責任者等

市

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

### 3 実施内容

#### (1) 情報の収集・連絡

ア 市は、大規模な林野火災が発生した場合、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ、他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

#### (2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は災害対策本部が行う。

#### (3) 消火・避難活動

ア 市は、林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

#### (4) 交通の確保・緊急輸送

市及び県警察は、大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講ずる。

## (5) 救助・救急活動

- ア 市は、林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。
- イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

## (6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

- ア 市は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。
- イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。
- ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。
- エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

## 4 応援協力関係

- (1) 市は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。
- また、市で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。
- (2) 市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。
- (3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合、市の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。
- また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市等に対する必要な措置を指示する。
- (島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて、海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。)
- (4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

## 第7節 危険物等災害対策

### 1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

### 2 実施責任者等

市

県（消防保安課、保健医療部）

県警察

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

### 3 実施内容

#### (1) 危険物等施設

##### ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

- (イ) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な安全措置を講ずる。
- (ロ) 市及び瀬戸内警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。
- (ハ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (ニ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。
- (ホ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。
- (ヘ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。
- (ヒ) 事業者は、消防機関、瀬戸内警察署等と緊密な連携の確保に努める。
- (フ) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (ク) 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置を講ずる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

## イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

## ウ 県の措置

- (ア) 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市に応援するよう要請する。
- (イ) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (ウ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。  
また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

## エ 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 市長は通報により、又は自ら有害物質による被害を覚知した時は、必要があれば県に通報するとともに、危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 市は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。  
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡

旋を求める。

(キ) 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

(2) 危険物等積載車両

市、危険物等輸送事業者、県及び県警察は、それぞれ(1)「危険物等施設」ア、イ、ウ、エに準じた措置を講ずる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

#### 4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第8節 高圧ガス災害対策

### 1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

### 2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

### 3 実施内容

#### (1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講ずる。

(イ) 市、県及び県警察の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防機関の到達に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

(カ) 事業者は、市（消防機関）及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

## ウ 県の措置

- (ア) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (イ) 市から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

## エ 市の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。第3編第12章第7節「危険物等災害対策」に準じた措置を講ずる。
- (イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- (ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- (エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を指定し、一般住民の立入制限、撤去等を命令する。
- (オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

## (2) 高圧ガス積載車両

市、高圧ガス輸送事業者、県、県警察及び中国四国産業保安監督部はそれぞれ(1)～エに準じた措置を講ずる。

- (3) 高圧ガス積載船舶
  - ア 高圧ガス輸送事業者の措置  
第3編12章第3節「海上災害対策」の場合に準じた措置を講ずるとともに、玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。
  - イ 海上保安部の措置  
第3編12章第3節「海上災害対策」の場合に準じた措置を講ずる。
- (4) その他  
一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

#### 4 応援協力関係

- (1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。
- (2) 広域的な応援体制  
市等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (3) 緊密な情報交換  
関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。



## 第9節 火薬類災害対策

### 1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講ずる。

### 2 実施責任者等

市

県（消防保安課）

県警察

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

中国運輸局（岡山運輸支局）

### 3 実施内容

#### (1) 火薬類関係施設

##### ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置等の安全な措置を講ずる。

(ウ) 市、県及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び事業者の対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講ずる。

(キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

##### イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ 市の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(エ) 火災の規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

(1) 「火薬類関係施設」アに準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

(1) 「火薬類関係施設」イに準じた措置を講ずる。

ウ 市の措置

(1) 「火薬類関係施設」ウに準じた措置を講ずる。

(3) 火薬類積載船舶

ア 火薬類輸送事業者の措置

(1) 「火薬類関係施設」ア (ア) 及び(イ)に準じた措置を講ずるとともに、海上保安部及び中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。

(イ) 輸送機関に対し、危害防止のための措置を講ずるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

## ウ 市及び県警察の措置

必要に応じ (1) 「火薬類関係施設」イ、ウに準じた措置を講ずる。

## (4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により活動を実施する。

## 4 応援協力体制

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

## (2) 広域的な応援体制

市等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

## (3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

## 第10節 有害ガス等災害対策

### 1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に流出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講ずるとともに速やかに復旧措置を講ずる。

### 2 実施責任者

市長

知事（環境文化部、保健医療部）

特定施設等の設置者

### 3 実施内容

#### (1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するため必要な措置を講ずる。

ウ 市長又は知事の措置があった場合、これに従う。

#### (2) 市の措置

市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

#### (3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章「集団事故災害対策」により救急活動を実施する。

### 4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

## 第11節 放射性物質災害対策

### 1 方針

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故が発生し、又はそのおそれがある場合に関し、放射性物質の特殊性に鑑み、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定める。

また、放射性物質に係る事故等を予防するとともに、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ばないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立する。

さらに、放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

### 2 対象とする事業

#### (1) 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えいし、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

#### (2) 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において発見されることをいう。

### 3 計画における対応

予防、応急、事後措置で対応が十分でないとする重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原子力災害特別措置法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、県地域防災計画原子力災害等対策編第2編「原子力災害対策」に準じ対応する。

また、放射性物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、放射性物質取扱事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措

置を実施する。

- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りつつ、放射性物質取扱事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- (4) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずる。

#### 4 事故の予防と体制の整備

- (1) 放射性物質に係る事故等の予防対策
  - ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置  
関係法令に基づく適正な取扱、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等保安体制の整備に努める。
  - イ 防災関係機関が行う措置  
放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずる。
- (2) 放射性物質に係る事故時の体制整備
  - ア 放射性物質取扱事業者等が行う措置
    - (ア) 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項等について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
    - (イ) 万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
    - (ウ) 放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。
  - イ 防災関係機関が行う措置
    - (ア) 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
    - (イ) 救急・救助体制を整備する。
    - (ウ) 放射性物質の防護資機材を整備する。

5 事故時の応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う指置

ア 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

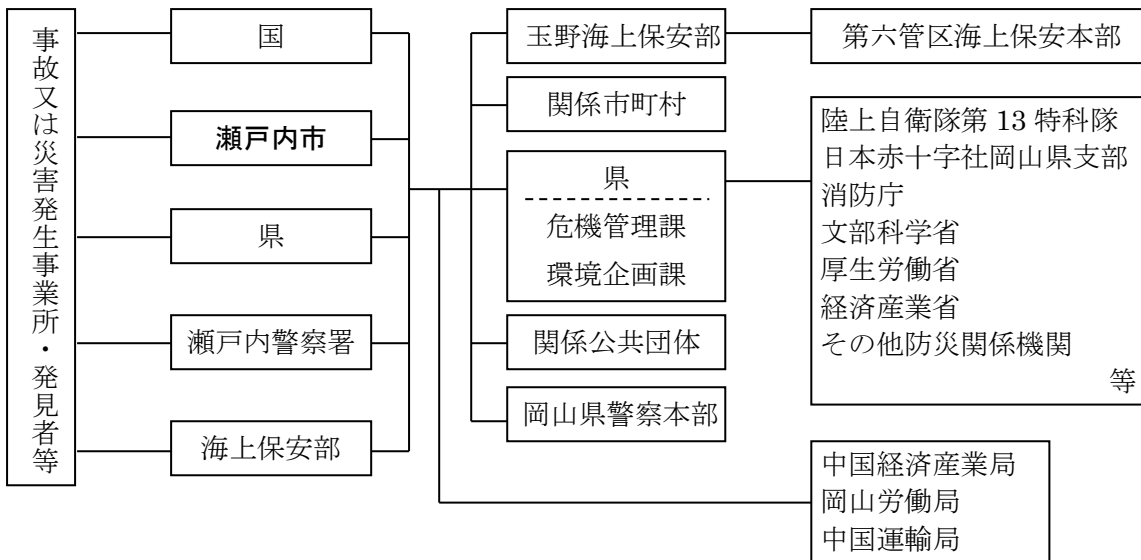
また、放射性物質の発見者等は、別表の「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通報する。

イ 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の指置を講ずる。

- (ア) 消火その他事故の鎮静化措置
- (イ) 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
- (エ) 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- (オ) その他放射線障害の防止に必要な措置

[放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統]



ウ 防災関係機関が行う措置への協力

- (ア) 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集
- (イ) 事故の鎮静化に必要な資機材の提供
- (ウ) 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

6 市、国、県及び県警察が行う措置

(1) 市が行う措置

市長は、国及び県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ア 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- イ 事故の態様に応じた避難の指示等
- ウ 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- エ 被ばく者の救助等
- オ 汚染の拡大防止及び除染

なお、市は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 国が行う措置

- ア 国（関係省庁）が行う指置

事故の拡大を防止し、被害を最小にするための各種情報の提供、必要に応じ要員の派遣、資機材の提供等

- イ 海上保安部が行う指置

現場海域、海岸への立入制限、人命救助等に関する必要な措置

- ウ 労働基準監督署が行う指置

事故等発生事業所に対する指導及び被ばくした者に対する労働安全衛生上の措置

(3) 県が行う措置

- ア 放射性物質による事故の発生又は放射性物質の発見を知ったときは、当該事業者又は発見者に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講ずるよう通知するとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

- イ 県は、自らの防災活動又は市からの応援要請事項の実施が困難な場合は、国へこれらの実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県警察が行う措置

- ア 放射性物質事故情報の収集とその活用
- イ 被災者等の救出及び屋内退避の措置
- ウ 被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- エ 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- オ 迂回路の設定等必要な交通規制

## 7 事故復旧対策

放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合の影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策が生じた場合は、県地域防災計画原子力災害等対策編第2編「原子力災害対策」に準じ、対処する。



## 第13章

## 道路啓開・交通確保計画

## 1 方針

人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うため緊急輸送道路を選定し、道路管理者等において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

## 2 実施責任者等

市  
県

## 3 実施内容

## (1) 緊急輸送道路の選定基準

## ア 選定基準

- (ア) 高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等で災害発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること
  - (イ) 救護活動の基幹となる広域的幹線道路であること
  - (ウ) 県庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市役所を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること
  - (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること
  - (オ) 主要公共施設（公立病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること
  - (カ) 道路幅員は、原則として二車線以上であること
- 啓開すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路の3つに大別する。

## イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

## (ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

## (イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

## (ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

## (2) 輸送道路の指定

市及び県は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、3 (1)に関する選定基準に基づき、防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークの指定に留意する。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

## (3) 啓開作業

ア 道路管理者等は、災害発生後直ちにあらかじめ指定した輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、県警察及び自衛隊等の協力を得て実施する。

## (4) 交通確保計画

## ア 救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的な搬送を行う。

イ 管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

## ウ 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

市、県及び防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

## 第14章

## 集団事故災害対策

## 1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

## 2 実施責任者等

## (1) 実施責任者

市長

## (2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

岡山県医師会

災害拠点病院

施設管理者等

## 3 総合救急対策本部実施内容

## (1) 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、地域防災計画に定めるところにより、総合救急対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 現地対策本部は、事故現場に近く、かつ通信連絡に便利な場所に設置する。

## (2) 現地対策本部の任務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 遺体の処理

キ 関係機関への連絡その他応急措置

(3) 総合救急対策本部の組織

総合救急対策本部 (総合調整班、庶務班、資材班)
各機関現地責任者 (各機関指揮所)

[活動組織の構成及び機能]

組織	構成機関等	主な機能
総合救急対策本部	瀬戸内市長、消防庁、消防団長 警察署長 海上保安部長(海上災害の場合) 空港出張所長(航空機事故の場合) 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者(企業体等)代表 施設管理者、学識経験者	(1) 情報の収集 (2) 判断の統一 (3) 各機関の指揮の総合調整 (4) 地区外機関への応援要請の決定
・ 総合調整班		(1) 全般計画及び各機関の連絡調整 (2) 傷病者収容施設の確保
・ 庶務班		(1) 人員の把握 (2) 報道その他渉外事務
・ 資材班		(1) 各種資機材の補給

[実施機関]

関係機関	活動区分	主な業務
消防 警察 事故関係者等	消防 警戒	(1) 警戒区域の設定と出入規制 (2) 現場の警戒排除 (3) 災害の鎮圧
警察 海上保安部(海上災害の場合) 事故関係者等	警備 交通規制	(1) 現場の治安、秩序の維持 (2) 交通規制
消防、警察、事故関係者等	救助	(1) 傷病者の救助
消防 事故関係者等	応急搬送	(1) 搬送車両の区分 (2) 救急車等による病院への搬送 (3) 搬送中の傷病者の管理
日本赤十字社岡山県支部 医療機関 (救護班、医療班)	応急医療	(1) 現場での救命医療 (2) 傷病者の応急措置 (3) 傷病者の分類 (4) 収容病院の指示
瀬戸内市 警察署	遺体収容	(1) 仮安置所の設置 (2) 遺体の検視及び身元確認等

#### (4) 関係機関の措置

##### ア 事故発生責任者（企業等）の措置

(ア) 事故発生後直ちに市（消防本部）、瀬戸内警察署及び状況に応じて海上保安部に通報するとともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じて、その他の関係機関に協力を要請する。

(イ) 現地対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

##### イ 市の措置

(ア) 市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、地域防災計画の定めるところにより直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の瀬戸内市民病院の救護班に出動を命じる。

(イ) 市長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

(ウ) 市長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講ずる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

##### ウ 市（消防）、警察署、海上保安部及び空港出張所の措置

(ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに所定の救急活動を実施する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

##### エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

##### オ 県の措置

(ア) 市の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

#### (5) 救急対策協議会の設置

市長は、市の地域において救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置し、地域の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めておくとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、常に緊密な体制を維持する。

#### 4 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

## 第15章

## 自衛隊の災害派遣

## 1 方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。災害対策基本法第68条の2の規定により、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

## 2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

- (1) 災害派遣要請権者  
知事（危機管理課）  
第六管区海上保安本部長  
大阪空港事務所長
- (2) 災害派遣命令者  
陸上自衛隊第13特科隊長  
海上自衛隊呉地方総監  
航空自衛隊西部航空方面隊司令

## 3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被害状況の把握及び伝達  
車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。
- (2) 避難者の誘導、輸送支援  
避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
- (3) 避難者等の搜索救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。
- (4) 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

- (5) 消火活動  
大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。
- (6) 道路又は水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
- (7) 診療、防疫の支援  
被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。
- (8) 通信支援  
災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、通信を支援する。
- (9) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
- (10) 給食及び給水の支援  
給食及び給水の支援を行う。
- (11) 入浴支援  
入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与  
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (13) 交通規制の支援  
主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。
- (14) 危険物の除去等  
自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

## (15) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

## 4 災害派遣要請等手続き

## (1) 市長の派遣要請の要求

ア 市長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

また、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。



エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日
知 事  あて
市町村名
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1  災害の状況及び派遣を要請する事由
2  派遣を必要とする期間
自     年   月   日   時から
至     年   月   日   災害が終了するまで
3  派遣を希望する区域及び活動内容
(1)  派遣を希望する区域
(2)  活動内容
4  その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舍の準備状況など）
(1)  連絡場所及び連絡職員
(2)  宿舍
(3)  食料
(4)  資材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文書（2部）を提出する。

注： 用紙の大きさはA4とする。

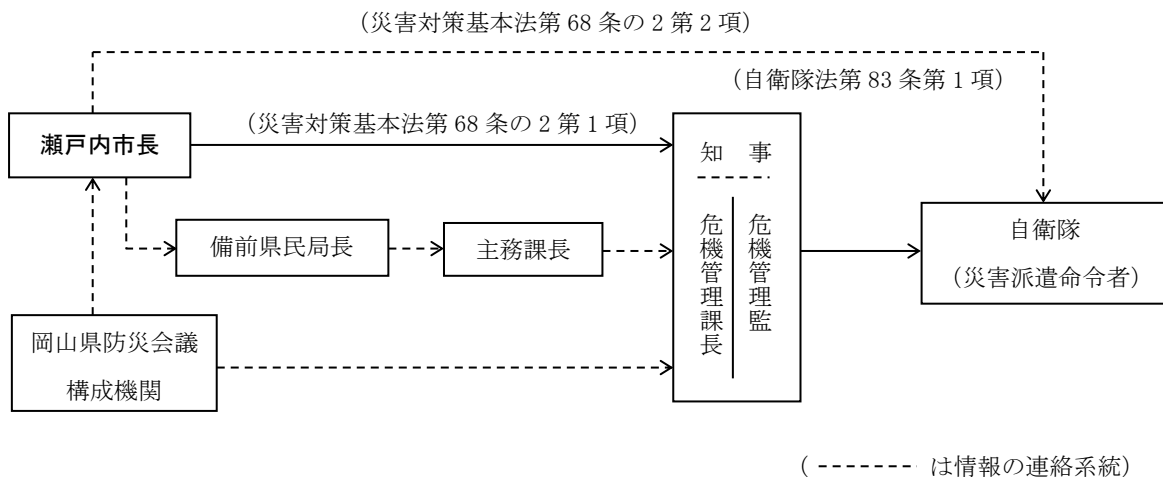
(2) 撤収要請依頼

- ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。
- イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

	年 月 日
知 事 へ	
市町村名	
自衛隊の撤収要請依頼について 自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、 下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

注： 用紙の大きさはA4とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統



(4) 連絡方法

ア 岡山県危機管理課

NTT電話 086-226-7293 (直通)

FAX 086-225-4659

防災行政無線

電話 (発信特番) -6100-2511、2513

FAX -6100-5730

集中配備室

NTT電話 086-226-7372 (直通)

FAX 086-226-0093

防災行政無線

電話 (発信特番) -6100-4270~4276

FAX -6100-5726~5729

イ 自衛隊 (日本原駐屯地司令)

NTT電話 0868-36-5151 (内線 237 夜間等は 302)

FAX 0868-36-5151 (内線 238)

防災行政無線 6440-031 (事務室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること

- ウ 海難事故、航空機の異常を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

## 5 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員は、部隊の受け入れ及び作業等について現地における市の責任者として県の連絡責任者と連携を密にして、部隊との連絡にあたる。

- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

- エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所を準備する。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

### 【自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準】

連隊規模：約 15,000m<sup>2</sup>

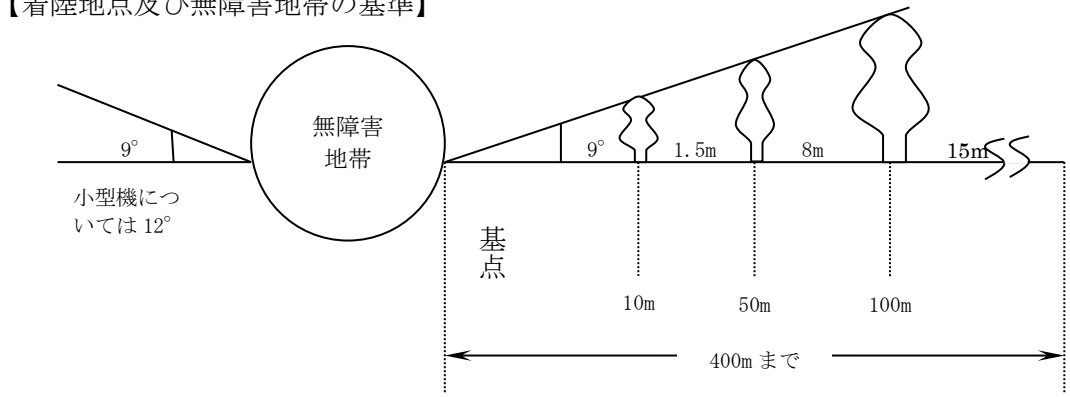
師団等規模：約 140,000m<sup>2</sup>

- オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

- (ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

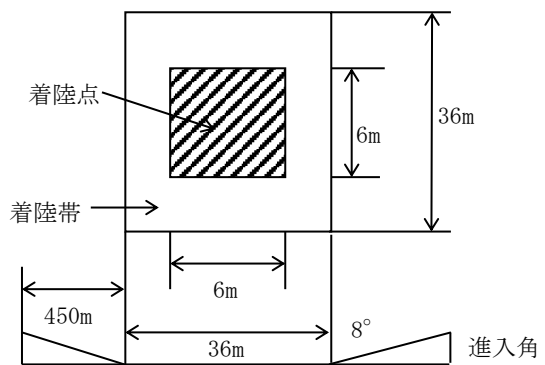
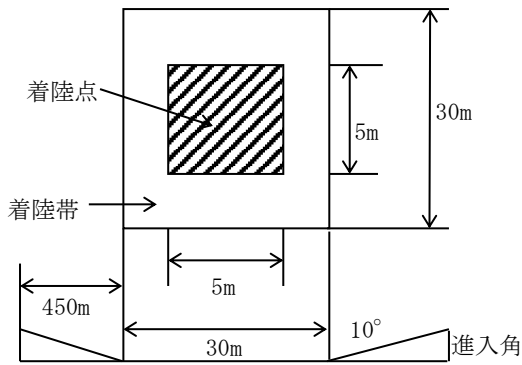
なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。

【着陸地点及び無障害地帯の基準】



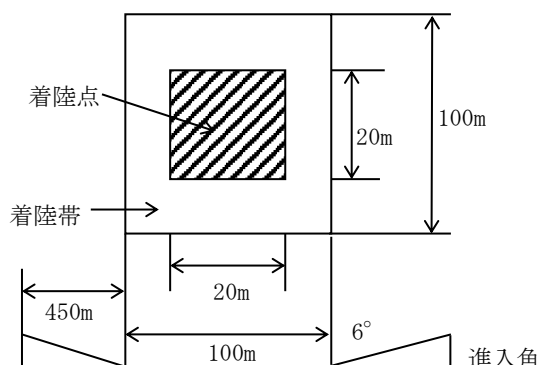
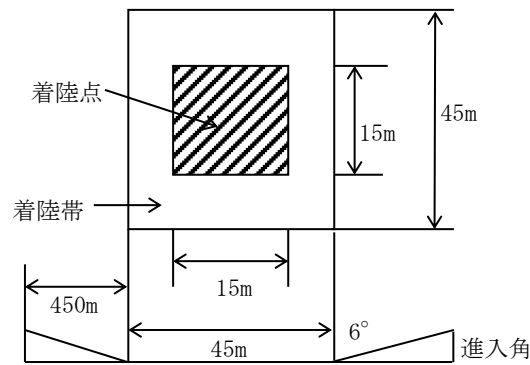
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合

(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



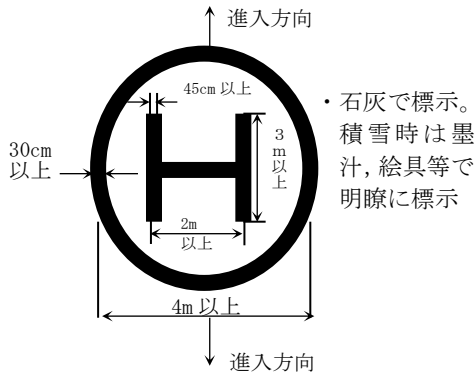
(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合

(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合

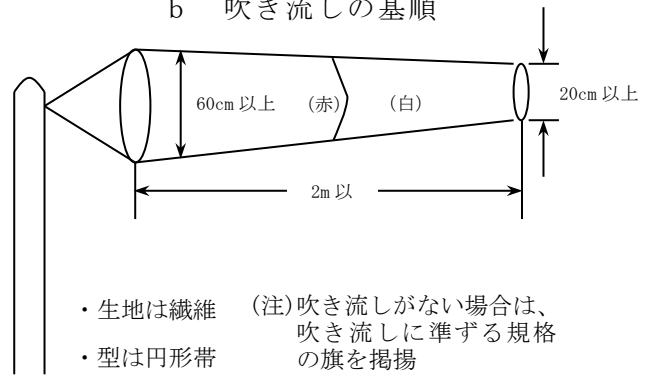


(イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基順



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (キ) 離着陸時のヘリコプターには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、下記の基準とする。
  - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
  - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
  - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬及び修理費
  - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 経費の負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。  
(資料 30-10 ヘリポート適地)

## 第16章

## 広域応援・雇用

## 1 方針

大規模な災害が発生した場合、市・県等だけでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援、雇用について定める。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

## 2 実施責任者等

市長

知事（危機管理課、総務部、保健医療部）

県又は市の委員会又は委員

防災関係機関

## 3 実施内容

## (1) 他の市町村に対する応援要請

ア 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとする時は知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、市の指揮の下に行動する。

市及び県は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、「応急対策職員派遣制度」による岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

イ 市長又は知事の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- (ア) 被害状況
- (イ) 応援を要する救助の種類
- (ウ) 応援を要する職種別人員
- (エ) 応援を要する期間
- (オ) 応援の場所
- (カ) その他応援に関し必要な事項

## (2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他市町村等に対する職員の派遣要請

ア 市長又は市委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職

員を確保する必要がある時は、指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、市の委員会又は委員は、あらかじめ市長に協議する。

イ 市長又は知事等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものについては、この限りでない。

ウ 災害救助法による実施基準

- (ア) 期間  
救助の実施が認められる期間とする。

(イ) 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

- a 罹災者の避難
- b 医療及び助産における移送
- c 罹災者の救出
- d 飲料水の供給
- e 救助用物資の支給
- f 遺体の捜索及び処理

(4) 市内の奉仕団等の協力

ア 奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、市長の要請により、又は防災関係機関に自発的に協力して関係事業に従事する。

- (ア) 赤十字奉仕団
- (イ) 青年団
- (ウ) 婦人会
- (エ) 自主防災組織、自治会等
- (オ) 大学、高等学校（学生、生徒）
- (カ) 職業訓練校（訓練生）
- (キ) その他の奉仕団



## 第17章

## ボランティアの受け入れ、活動支援計画

## 1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、市及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

## 2 実施責任者等

市長

知事（県民生活部）

日本赤十字社岡山県支部

市社会福祉協議会

県社会福祉協議会

## 3 実施内容

## (1) 市の措置

災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

## (2) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行う。

(3) 社会福祉協議会の措置

市・県社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

(ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

(イ) 広域的なボランティアの受付、コーディネート等

(ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

(エ) 県災害対策本部や災害対策本部との連絡調整

(オ) その他市災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 市社会福祉協議会は市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) 被災地のボランティアニーズの把握

(イ) ボランティアの受付及び登録

(ウ) ボランティアのコーディネート

(エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示

(オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

(カ) ボランティア活動の拠点等の提供

(キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

(ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

(ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

(4) 専門ボランティアの受け入れ及び活動の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受け入れ及び活動に係る調整等を行う。

(5) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、

無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。

ウ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

#### 4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第18章

## 義援金等の募集・受付・配分

## 1 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要がある。また、その配分割合を決める必要があるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

## 2 実施機関

市

市社会福祉協議会

県（子ども・福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

社会福祉法人岡山県共同募金会

NHK岡山放送局及びNHK厚生文化事業団

その他各種団体

## 3 実施内容

## (1) 災害義援金の募集及び配分計画

市長は、日本赤十字社岡山県支部瀬戸内市地区、市社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会等の協力により、災害義援金の募集及び配分を実施する。

## ア 募集及び受付

募集及び受付は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行う。

なお、募集に当たっては、被災地の状況等を十分考慮し、行う。

県及び関係機関から通知を受けた時、又は、市及び市関係機関が協議して募集することに決定した時は、募集の細部について協議し、それぞれの組織を通じて義援金の拠出を呼びかける。

## (ア) 各家庭からの募集

各家庭から募集する時は、自治会、婦人会又は民生委員児童委員協議会等の組織で、各家庭を訪問して集積する。若しくは集積場所を指定して、各家庭から持参してもらう等の方法により集積する。

## (イ) 個人等の申し込みによる募集

個人等で市及び関係機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け、その都度又は一定期間にまとめて、それぞれ機関別に指定した場所に集積する。

## (ウ) 職域募集等

小・中学校あるいは工場等において募集するものは、それぞれの機関において市及び関係機関に寄託する。

## (エ) 記録等

義援金受領の際は、(ア)による時は拋出者名簿を、(イ)による時は義援金受領証を作成し、又は発行しそれぞれ整備保管する。

## イ 義援金の配分

市、県及び関係団体等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

## (ア) 配分基準

物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に応じて、被災地の被災者人員等の被災状況を勘案し、効率的な配分を行う。

## (イ) 配分時期

配分は、できる限り寄託を受けた都度行う。

ただし、義援金等が少量の場合は、一定数量に達したときに行う。

## ウ 義援金の管理

義援金及び義援物資は、次の方法により市及び関係機関において管理する。

## (ア) 金銭の管理

金銭の管理については市の歳入歳出外現金として市が管理する。

## (イ) てん末の記録

市及び関係機関は、義援金品受払簿を備え付け、受付から配分までの状況を記録する。

## エ 費用

義援金の募集及び配分に要する労力等はできるだけ無料奉仕とし、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えない。

## 4 連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。